

平成 2 6 年度

第 2 2 回大分県教育委員会 会議録

日 時 平成 2 7 年 2 月 2 4 日 (火)
開会 1 3 時 2 0 分 閉会 1 5 時 0 3 分

場 所 教育委員室

平成 2 6 年度
第 2 2 回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 議 案

第 1 号議案 平成 2 7 年第 1 回定例県議会議案に対する教育委員会の
意見について

第 2 号議案 学校運営協議会を設置する県立学校の指定について

(2) 報 告

教育センター大規模改修の状況について

教員採用取消処分取消訴訟の判決について

大分県教育情報化推進戦略 2 0 1 5 について

県指定文化財所在確認調査の結果について

(3) 協 議

平成 2 7 年度大分県教科用図書選定審議会委員の選任について

(4) その他

【内 容】

1 出席者

委 員	委員長	松	田	順	子
	委員長職務代理者	首	藤	照	美
	委員	岩	崎	哲	朗
	委員	高	橋	幹	雄
	教育長	野	中	信	孝
	欠席委員	林		浩	昭
事務局	理事兼教育次長	河	野	盛	次
	教育次長	落	合		弘
	教育次長	大	城	久	武
	教育改革・企画課長	佐	野	壽	則
	教育人事課長	藤	本	哲	弘
	教育財務課長	岡	田		雄
	福利課長	大	石	尚	志
	義務教育課長	後	藤	榮	一
	生徒指導推進室長	江	藤		義
	特別支援教育課長	後	藤	みゆき	
	高校教育課長	高	畑	一	郎
	社会教育課長	曾根	崎		靖
	人権・同和教育課人権教育推進班指導主事	榭	添	真	一
	文化課長	山	口	博	文
	体育保健課安全対策・管理監	阿	部	辰	也
	教育センター所長	梶	原	敏	明
	教育改革・企画課主幹	勝	尾	裕	美
教育改革・企画課主査	石	丸	一	輝	

2 傍聴人

19 名

開会・点呼

(松田委員長)

それでは、委員の出席確認をいたします。
本日は、林委員が欠席です。

ただいまから平成26年度 第22回教育委員会会議を開きます。

署名委員指名

(松田委員長)

本日の会議録の署名委員でございますが、岩崎委員にお願いしたいと思っております。

会期の決定

(松田委員長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりであります。
会議の終了は15時05分を予定しております。
よろしく申し上げます。

議 事

(松田委員長)

はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議を公開しないことについてお諮りします。

協議については、人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。

公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

それでは、協議については、非公開といたします。

本日の議事進行は、はじめに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行います。

【議 案】

第1号議案 平成27年第1回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

(松田委員長)

それでは、第1号議案「平成27年第1回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について」提案を求めます。

(野中教育長)

第1号議案「平成27年第1回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について」説明いたします。3ページをご覧ください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、知事から、2月26日に開会します平成27年第1回定例県議会に提出予定の議案のうち、中程の議案名にありますように、教育委員会関係分として、「平成27年度大分県一般会計予算関係部分」、「独立行政法人通則法の一部改正等に伴う関係条例の整備について」及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について」につきまして、意見を求められましたので、2ページにあります案のとおり、原案のとおり議会に提出することについて異議がない旨を回答したいので提案いたします。

なお、各議案の内容等につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

(岡田教育財務課長)

平成27年度大分県一般会計予算の教育委員会所管分について、説明いたします。4ページをお開きください。

表の下から3段目に2重線で囲っていますが、教育委員会の平成27年度当初予算額は、1,132億9,111万円です。

これを右から2列目の平成26年度当初予算額と比較しますと、その右の欄にありますように、10億4,262万5千円の増、率にして、

0.9%の増となっています。

これは人件費において、教職員の若返りにより給料等が減となる一方で、退職者が26年度当初と比較して80名の増となる見込みとなり、退職手当が大幅に増となったことが主な要因です。

続きまして、教育委員会関係の主な事業について説明します。今回の平成27年度当初予算は骨格予算として編成されるために、人件費等の義務的経費や継続事業が主となっています。今回計上されていない新規事業等については、統一地方選挙後の肉付予算で要求する予定です。

それでは、5ページの「平成27年度一般会計当初予算案の概要」をご覧ください。

まず、1番目「県立学校施設整備事業」25億2,474万6千円です。この事業は、高校再編プランに基づく施設整備や、学校施設の長寿命化と学習環境の改善を図るため、大規模改造等を実施するものです。27年度は高校再編プラン分として、別府翔青高校の第2体育館などを整備するとともに、大分舞鶴高校など16校の大規模改造を実施します。

少し飛んで、5番「中学校学力向上対策支援事業」2億9,431万9千円です。この事業は、生徒の更なる学力向上を図るため、客観的な数値目標を盛り込んだ推進計画を策定して学力向上に取り組む市町村に対し、習熟度別指導推進教員の配置などの支援を行うものです。また、基礎・基本の定着だけでなく、活用力の理解度も把握できる「学力定着状況調査」を中学校2年生で実施するものです。なお、27年度は新たに、指導教諭を中心とした校内研究体制を構築し、学びに向かう学校づくりを推進してまいります。

次の6番「いじめ・不登校等未然防止対策事業」1億5,758万4千円です。この事業は、いじめや不登校などの未然防止を図るもので、不登校の生徒への支援や未然防止に取り組むため、地域不登校防止推進教員を県内16地域に19名配置し、不登校の予防と初期対応を組織的に進めるものです。27年度は、拠点校において学級への適応感を計るテストを新たに実施し、不登校の生じない、より良い学級づくりを推進します。

1つ飛びまして、8番「特別支援学校情報端末活用促進事業」222万2千円は新規事業です。この事業は、大学の研究機関や民間企業との連携により、特別支援学校におけるタブレット型端末を有効活用した授業のあり方などに関する実践的研究を通し、障がいのある幼児・児童・生徒の社会的自立に向けた学習環境整備を推進するものです。

6ページをご覧ください。

1番上の12番「地域産業を担う農林水産高校生育成事業」874万8千円は新規事業です。この事業は、農林水産系高校10校の高校生を地域産業を担う人材として育成するため、地域の生産者や企業等と連携し、企業的経営や商品開発など生産から流通までを一体として学習でき

る環境を整備するものです。各地域で必要とされている知識や技術を高校生に定着させることにより、地域企業等への人材供給と地域からの人材流出防止も図ることとしています。

最後に、17番「おおいた文化のひろば創造事業」323万8千円は新規事業です。県立美術館が4月24日にいよいよオープンとなります。この事業は、大分市中心部で、中高生の作品展示や小学生を対象にした学生等によるワークショップを開催し、県内各地域においては、県立歴史博物館等の収蔵品の出張企画展を開催するものです。美術館開館を契機に、県内全域において芸術文化による交流の推進を図ってまいります。以上でございます。

(藤本教育人事課長)

「独立行政法人通則法の一部改正等に伴う関係条例の整備について」説明をいたします。7ページをご覧ください。

本案は、独立行政法人通則法の一部改正及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、規定の整備を行う議案です。そのうち、教育委員会に関係する部分は、次の8ページの太枠で囲んでいる「3 職員の退職手当に関する条例の一部改正について」です。

図にありますように、旧国立大学等を退職後に引き続き県職員となった者が、さらに引き続いて国立大学法人等の職員となる場合については、退職手当は支給しない旨規定している附則第33項中、引用している独立行政法人通則法の条が第63条から第50条の10第2項にずれたため、規定を整備するものです。

以上でございます。

(佐野教育改革・企画課長)

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について」ご説明いたします。9ページをご覧ください。

「1 改正法の概要」のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月から施行されることに伴い、関係条例を整備するものです。改正法の概要は、1つめは、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を置き、教育委員長の職は廃止されます。2つめは、教育長は、知事が議会の同意を得て、直接任命する特別職となります。3つめは、教育長は、現行では教育委員の一人ですが、改正後は教育委員会の構成員ではありませんが、教育委員ではなくなり、教育委員会は、教育長と教育委員をもって組織するということとなります。

今回改正する条例は、「2 改正する条例」のとおり、(1)から(6)

までの6本です。なお、(1)から(4)の条例につきましては、総務部人事課の所管する条例ですが、地教行法の所管が教育委員会であるため、今回一括して改正条例として上程しています。

まず、「特別職の常勤職員及び教育長の給与等に関する条例」です。現行の教育長は、教育委員としての特別職の立場と、教育長としての一般職の立場を併有するという特別な身分になっていますが、改正後は、特別職に変更されますので、条例題名を「特別職の常勤職員の給与等に関する条例」に改める等の規定整備を行うものです。また、改正法において、新教育長は常勤とされるとともに、職務専念義務が課されることとなります。そのため、その勤務時間等を一般職の例によることとするとともに、年次有給休暇の取得や健康診断の受診などの職務専念義務の免除等の規定を設けるものです。その際、職務専念義務の免除に関しては、教育の政治的中立性の確保の観点から、承認権者は、知事ではなく、教育委員会とするよう改正を行うものです。

2つ目は「職員等の旅費に関する条例」です。現行の教育長は、職員の旅費に関する条例が準用されていますが、特別職として規定整備を行うものです。

3つ目は「各種委員会の委員の報酬及び費用弁償条例」です。教育委員長職の廃止に伴い、委員長の報酬額を削除するものです。

4つ目は「特別職の常勤職員及び教育長の退職手当に関する条例」です。これも1番目と同様に条例題名を改めるなどの規定整備を行うものです。

5つ目は「大分県教育委員会の委員の定数を定める条例」です。教育長が教育委員ではなくなることに伴い、現行の教育委員の定数6人を5人に改正するものです。なお、改正後、教育委員会の構成員は、教育長及び教育委員5人となりますので、現行の構成員6人に変更はありません。

6つ目は「大分県社会教育委員条例」です。これまで、事務処理の円滑化の見地から、社会教育委員会の経過及び結果は、教育長を経て教育委員会に報告するとされていましたが、教育長が教育委員会を代表することに伴い、規定整備を行うものです。

最後に、「3 施行期日」です。平成27年4月1日からとしておりますが、改正法附則により、現教育長の在職期間中は、改正前条例の規定がそれぞれ適用される旨の経過措置規定を設けております。

以上でございます。

(松田委員長)

ただ今、提案のありました議案について、審議を行います。質疑・意見等のある方はお願いします。

(松田委員長)

質疑・ご意見等はありませんか。

(松田委員長)

ないようですので、ただ今、提案のありました第1号議案の承認について、お諮りいたします。第1号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(松田委員長)

第1号議案については、提案どおり承認します。

第2号議案 学校運営協議会を設置する県立学校の指定について

(松田委員長)

それでは、第2号議案「学校運営協議会を設置する県立学校の指定について」提案を求めます。

(野中教育長)

第2号議案「学校運営協議会を設置する県立学校の指定について」説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び大分県立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の規定により、玖珠美山高校を学校運営協議会を設置する学校に指定したいので、提案するものです。

なお、指定期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間としています。

詳細につきましては、担当課長より、説明いたします。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

(高畑高校教育課長)

第2号議案「学校運営協議会を設置する県立学校の指定について」説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。

本議案は、コミュニティ・スクールを導入するにあたり、平成26年11月に制定された大分県立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則に基づき、学校運営協議会を設置する学校を指定するものです。

指定する学校は、県立玖珠美山高校です。指定期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間としています。

指定の根拠についてですが、規則第3条第1項に、

「教育委員会は、保護者、地域の住民等の学校運営への参画を促進し、及び連携を強化することにより、次に掲げる取組を行うことができると認められる学校について、その申請により、前条の規定による指定をすることができる。

(1) 生徒、児童及び幼児の健全な育成に関する取組

(2) 地域に根ざした学校づくりに関する取組」

と規定しています。

次に、指定理由について、説明いたします。

まず、導入環境として、コミュニティ・スクールが地域に普及していることから、生徒の健全な育成に関して地域をあげて取り組むことが期待できます。また、玖珠農業高校及び森高校には、玖珠郡内の生徒が約9割が在籍しており、地域に根ざした学校づくりに取り組んでいくうえで、コミュニティ・スクールの導入成果が期待できます。

次に、取組構想につきまして、将来地域を支え、リーダーとして地域に貢献する人材を育成する学校ビジョンがあり、目的の達成に向け、地域人材を有効に活用した具体的な取組を計画しています。

最後に、支援体制につきまして、平成26年度設置の玖珠郡高等学校支援協議会が、今後の学校運営協議会のベースとなり得ると考えており、両町が玖珠美山高校の支援に積極的に関わる体制が整っています。

今後の予定につきましては、平成27年4月1日に指定書の交付を行い、高校から学校運営協議会委員の推薦書を提出してもらいます。その後、4月中旬に第1回学校運営協議会を開催し、委員に任命書を交付する予定です。

以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

(松田委員長)

ただ今、提案のありました議案について、審議を行います。質疑・意見等のある方はお願いします。

(岩崎委員)

小・中学校には、すでにコミュニティ・スクールが導入され、うまくいっていると聞いています。それを生徒の募集範囲が広い県立高校に導入していくことには、とても意味があると考えています。

玖珠農業高校と森高校に在籍する生徒の9割は玖珠郡内から生徒との説明があり、とても地域との結びつきが強いことが分かりました。地域との密着性がないと、コミュニティ・スクールの導入は難しいのではないかと思います。今後、玖珠美山高校以外の高校へのコミュニティ・スクールの導入について、現時点で想定される学校があれば教えてください。

(高畑高校教育課長)

他の地域で検討している具体的な学校は聞いていませんが、想定ということで申し上げますと、連携型中高一貫教育校で小・中学校と結びつきが強い安心院高校や由布高校は、地域との結びつきも強く、支援も得られやすいのではないかと思います。あくまで想定です。

(松田委員長)

他に、ご意見等はございませんか。

(松田委員長)

それでは、ただ今、提案のありました第2号議案の承認について、お諮りいたします。第2号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(松田委員長)

第2号議案については、提案どおり承認します。

【報 告】

教育センター大規模改修の状況について

(松田委員長)

それでは、報告第1号「教育センター大規模改修の状況について」報告をしてください。

(梶原教育センター所長)

「教育センター大規模改修の状況について」説明いたします。資料3ページの施設写真をご覧ください。

教育センターは老朽化のため、平成26年1月から、旧情報教育棟である別館、次に本館と、順次改修工事を行っており、別館は平成26年5月に、本館は今年1月に工事が完了したところです。写真にありますとおり、講堂は本館3階に新設、また、研修室の整備なども行われ、白を基調とした、明るく落ち着いた雰囲気の部屋に生まれ変わりました。また、本館と別館をつなぐ渡り廊下が新たに整備され、通路であると共にギャラリースペースとしても活用できるようになりました。

次に、資料1ページをご覧ください。「大規模改修のこれまでの経緯と今後のスケジュール」についてですが、先ほど説明いたしましたとおり、研修施設は順次完成し、宿泊棟の解体も終わり、現在は、隣の自治人材育成センターへの渡り廊下や駐車場等の外構工事を行っています。3月下旬には完成し、3月23日にリニューアル完成式典を予定しています。中段の「教職員研修体系の見直し」についてですが、平成24年度採用者から、初任者研修を1年から3年に見直し、本年度3年目の研修を終えたところです。次の「平成27年度教職員研修体系」につきましては、研修の5つの柱を、基本研修、職能研修、課題別研修、特別研修、自主研修とし、計154講座を行うこととしています。

資料2ページ「研修施設の概要」をご覧ください。「(1)研修室、実験・実習室の充実」にありますとおり、宿泊棟を解体したため、改修後の延床面積は減少していますが、収容人数は731名から1,080名へ増えています。また、「講堂」195名から252名と1.3倍となっています。「(2)施設案内図」をご覧ください。いくつかの研修室が間仕切り可能となり、最大で19の研修室に分けることができるようになりますので、グループ討議やワークショップ、ロールプレイングの実施など、柔軟な活用を行いたいと考えています。さらに、いじめ・不登校などにきめ細やかに対応できる教育相談室の充実やより実践的な指導・体験ができるよう総合理科実験室や家庭科研修室の機能強化も行いました。

新たな教育センターとして、大分県の将来を担う子どもたちの健やかな発展のためには、教員の資質向上が喫緊の課題であり、研修のさらなる充実を図ってまいります。

以上でございます。

(松田委員長)

何か質問・ご意見等はありませんか。

(岩崎委員)

教育センターの充実は素晴らしいことだと思います。教員の中には、指導力に課題がある方もいるのではないかと思います。そのような教員を対象にした研修は教育センターで行っているのですか。

(梶原教育センター所長)

現在は該当者がいませんが、該当者がいれば、教育センターで研修を行います。

(岩崎委員)

先ほど、研修室の間仕切りについて説明がありましたが、間仕切りを

した部屋で同時に研修を行う場合、音は漏れないのですか。

(梶原教育センター所長)

マイクを使えば聞こえることもありますが、通常の会話は漏れないようになっています。

(松田委員長)

事例研究などを行う際には、きちんとした個室が必要になりますので、このような施設ができると、先生方の研修も充実したものとなると思います。

教員採用取消処分取消訴訟の判決について

(松田委員長)

それでは、報告第2号「教員採用取消処分取消訴訟の判決について」報告をしてください。

(藤本教育人事課長)

「教員採用決定取消処分取消訴訟の判決について」報告いたします。内容といたしましては、教員採用試験をめぐる事件の概要等、昨日の判決の内容、平成20年の事件を受けて、教員採用選考試験の見直し等を県教育委員会がどのように行ってきたかについて、報告させていただきたいと考えています。

まず、資料1ページ、教員採用選考試験をめぐる事件の概要等について、説明いたします。平成20年6月に教員採用選考試験に係る贈収賄事件が発覚いたしました。これにより、同試験における試験の点数が試験実施後に操作された疑いが生じ、教育行政改革プロジェクトチームが行ったパソコンデータの復元による調査の結果、今回判決のあった原告が、平成19年度に行われた平成20年度教員採用試験において、本来の点数であれば合格の順位に達していなかったところ、1次試験、2次試験それぞれの試験の結果に加点がなされ、その結果、合格し、採用されていたということが判明したものです。

県教育委員会としましては、原告に対して、当該調査結果と採用を取り消す必要がある旨を伝え、希望退職を確認する手続きを行い、原告は希望退職をしなかったため、20年9月8日に4月1日付けの採用行為の取消処分を行いました。

「2 職権取消に至る経過」をご覧ください。先ほど申し上げました、平成19年度実施試験の1次試験で試験結果に加点があり合格、2次試験でも加点があり最終合格となり、10月9日に発表しました。その結果を受けて、平成20年4月1日に教員採用発令、採用決定処分をしま

したが、加点があったため、8月30日に原告に対して、県教育委員会の調査結果と本来の得点等を説明し、9月8日に職権による採用取消処分を行いました。今回の裁判に対しましては、原告への採用決定処分については、能力実証主義に反する重大な瑕疵があるため、採用取消処分を決定したものととして臨んだところです。これに対して、2ページにありますように、昨日、大分地裁での判決がありましたので、その概要等について、説明いたします。

提訴年月日は、平成21年2月26日です。原告、被告は資料にあるとおりです。原告の請求の趣旨は、教育委員会が行った平成20年9月8日付けの採用決定取消処分の取消を求めるとというのが1点、もう1点は、本件取消処分により原告が被った精神的苦痛に対する慰謝料等として金600万円を支払え、というものです。これに対する昨日の判決についてですが、県教育委員会が原告に対して平成20年9月8日付けで行った採用取消処分を取り消すというものです。また、被告は原告に対して、33万円及びこれに対する平成20年9月8日から支払い済みまで、年5分の割合による金利を支払え、という内容でした。

「イ 事実認定」にありますように、判決の事実認定の中で、加点の事実の認定が行われました。「県教委が特定した加点操作前後の原告の得点と、鑑定人が特定したそれとは、全て一致していることからすると、被告の特定作業とそれに基づき特定されたファイルは信用できるものと推認でき、加点操作前後の原告の得点は、県教委の調査結果のとおりであったと認めるのが相当である」とされました。

判決の理由といたしましては、まず1点目、本件採用決定の適法性及び本件取消処分の違法性につきまして、地方公務員法第15条が能力実証主義の原則を、特に任用について定めているのは、優秀な人材を確保し育成することで地方公共団体の能率を向上させ、ひいては住民福祉を増進するという目的に加え、獵官主義がもたらす弊害に鑑み情実に基づく人事を禁じることとされ、原告やその親族等が県教委幹部に対して、原告を合格させるために、加点を依頼したことを認めるに足る証拠はなく、原告の採用が情実に基づいて行われたとはいえない以上、平成20年4月1日の採用決定処分が地方公務員法15条に違反し、違法なものであると評価することはできないとされています。また、原告は中学、高校の教諭1種免許を有しているから、原告の公立学校教諭となるべき能力は実証されているということができ、この点からも、本件採用決定が能力実証主義に反するとはいえないと判決理由の中で述べられています。以上によって、本件採用決定が適法にされたことが認められるとされています。

次に2点目、国家賠償法上の違法性につきましては、県教育委員会は、事実関係及び法律の解釈について、慎重に調査・検討すべき義務がありながら、これを怠ったことから、採用取消処分を行ったことには、職務

上通常尽くすべき注意義務を尽くさなかった過失があり、本件取消処分を行ったこと自体、国家賠償法上違法な評価の受けるというべきであると述べられています。

次に、教員採用試験の見直し状況について、ご説明いたします。資料3ページをご覧ください。この資料は、平成20年の事件を受けて、これまで取り組んできた採用試験の見直しについて、まとめたものです。

上段にあります「平成20年度以前の選考」においては、1次試験及び2次試験の2段階選抜で試験を実施していました。また、受験番号による試験を行い、合格者の決定を教育委員会独自で行う仕組みでした。中段から下にありますように、また、教育行政改革プロジェクトチームによる調査結果報告書にも記載されているとおり、平成13年度までは、1次試験あるいは2次試験の各試験の点数及び総合点を公開せず、2次試験の受験者あてに、A、B、Cの判定がつけられた文書を通知していました。そのため、必ずしも総合点の高い順に採用しなくても、対外的な説明は求められていませんでした。しかしながら、平成14年度から、これまでのABC判定による不明確な合格通知を廃止し、受験生が1次試験あるいは2次試験の各試験の点数及び総合点の開示を請求することができるようになりました。これにより、選考試験ではあるけれども、教員採用選考試験は実質的に競争試験となり、従来のように、総合点以外の要素を加味する余地はなくなり、点数によって合否を決定するという仕組みになりました。

平成20年度の事件以降は、公平・公正・透明性を確保するため、平成20年度実施の試験から、人事委員会との共同実施を開始し、教育委員会だけで合否を決定するのではなく、問題の保管や採点、成績一覧表の作成、選考結果の確認等は人事委員会と共同して行うこととしました。あわせて、面接試験等では、受験番号ではなく整理番号を使用した試験を実施、試験問題の持ち帰り、解答例・配点を公表なども、平成20年度以降続けています。

平成21年においては、これまでの2次試験から3次試験へ3段階選抜とし、それぞれの試験の位置づけを明確にして、専門性、人間性を重視した試験を実施しています。地方公務員法15条にありますように、いかに優秀な人材を確保し育成していくかを考え、採用選考試験の見直しを実施してきたところです。また、それまで行われていた、1次試験における作文を廃止し、専門性を見るための口頭試問を導入しました。

22年度実施試験では、前年度の2次試験合格者で、同一校種・教科を受験する者については、特に専門性、人間性を見るという観点から、1次試験免除という制度を設けたところです。あわせて、2次、3次の最低基準を設けました。

23年度におきましては、大学院修学継続希望者の採用延期といった制度を新設し、また、1次試験の合格最低点等も公表するようにしたと

ころです。

24年度からは、他県での正規教員5年以上の勤務者に対して、1次試験を免除する制度を導入し、他県で勤務している方で大分県での教員を目指す方の受験者を増やす工夫もしています。あわせて、スペシャリスト特別選考も実施しました。

25年度、26年度と同様に見直しを繰り返しながら、冒頭にありますように、公平・公正・透明性を確保した上で、大分県の教育課題に対応できる人材を採用するために、選考試験を実施をしてきたところです。以上でございます。

(松田委員長)

何か質問・ご意見等はありませんか。

(岩崎委員)

資料には、平成14年から平成17年度に実施した選考試験については、1次あるいは2次試験の点数・総合点の開示請求実施により実質的に競争試験となったありますが、これはつまり、総合点の高い順に採用するようになったということですか。

(藤本教育人事課長)

はい、そうです。

(岩崎委員)

点数の高い者から順に採用するのが原則ということですね。資料1ページに、原告の1次試験の結果に加点があったとありますが、1次試験には何名の方が合格されているのですか。また、加点がなかったら、原告はどうなっていたのか教えてください。

(藤本教育人事課長)

採用予定が3名で、1次試験では7名の合格を予定していましたが、加点がない場合、その中に原告の方は入っていません。

(岩崎委員)

加点がない場合の順位はどのくらいですか。

(藤本教育人事課長)

本来の得点では、 位です。

(岩崎委員)

1次試験で本来の点数を基準にすると、その段階で合格に達していな

かったということになりますね。2次試験では、この方は本来の点数では2次試験を受けられない人ですが、2次試験の試験結果にも加点があったと資料にあります。この意味はどういうことなのでしょう。先ほど、3名の採用に対して、1次試験では7名の合格という説明がありましたが、加点がなければ、その7名中何番目になるのですか。

(藤本教育人事課長)

失礼いたしました。先ほどの7名は誤りで、1次試験では11名が合格となり、加点がない場合、原告は11位でした。

(岩崎委員)

そうすると、加点されたために、1次試験の合格者11名の中に入ったということになります。その11名の中で加点しなかったら、最終的に3名の合格者を選ぶ過程で、何番目になるのでしょうか。

(藤本教育人事課長)

本来の得点では、11番目です。

(岩崎委員)

資料2ページにあるように、加点された事実については、裁判所もこれを認めています。そうすると、本来であれば合格できなかった者が合格してしまったということになります。その点については、裁判所も認定したということですね。次に、平成20年度の事件以降、現在行っている教員採用試験は、総合成績の高い順に採用されており、裁量の余地はないと思いますが、当時はそれがあったのでしょうか。

(藤本教育人事課長)

平成13年度実施までの採用試験では、ボーダーラインのところ、地域性や男女比を考慮して選考してきたと調査報告書にも出ています。

(岩崎委員)

平成19年の採用試験において、11名が2次試験を受け、3名を採用する場合、点数の高い順にとっていたら、採用ではないということですか。

(藤本教育人事課長)

点数の高い者から採用していますので、採用とはなりません。

(岩崎委員)

ここでは裁量の余地がないということですか。

(藤本教育人事課長)

はい、そうです。

(岩崎委員)

教員を採用する場合に、平成14年度以降、総合点の高い順から採用していたとのことでした。採用選考試験が、総合点とそれ以外の条件とを比較して採用するというようにはなっていなかったという事実からすれば、本件で問題となった平成20年の採用については、本来採用すべきでない者を採用しており、本来採用されるべき者が採用されなかったということになります。このことがおかしいのではないかと、是正する必要があるということが基本にあったのだと思います。

平成20年の事件は、県教育委員会の関係者が起こした大変重大な事件なので、当時の教育委員の方々は、これ以外の種々の観点を考慮しても、取消処分をせざるを得ないと判断したのだと思います。私は、当時の県教育委員会の判断としては、やむを得なかったのではないかと思います。教員採用選考試験のあるべき姿として、試験成績で総合点の高い方を能力があるとして採用していたのですから、本来採用されるべき方をきちんと採用しなければならないというのが基本的な考え方ではないでしょうか。

判決理由では、地方公務員法第15条は情実に基づく人事を禁じる、そういう趣旨だということを前提にしたうえで、それがなかったから、採用取消処分を取り消すと述べられていますが、地方公務員法第15条の趣旨が判決がというようなものだけなのか、もう少し考えていく必要があるのではないのでしょうか。

(首藤職務代理者)

教育長は判決の場におられたのですか。私たちは新聞でしか知り得ないので、どう思われたか教えてください。

(野中教育長)

私は昨日の判決の場にはいませんでした。判決結果については、報告を受けていますが、意外な判決だと感じました。能力実証主義の部分の判断については、優秀な人材を確保するためには、試験成績をしっかりと見る必要があるのではないかと思います。試験成績を客観的に見ていく作業を通じて、情実も排除できるという、平成20年当時からの感覚からすると、成績が大事だということへの評価が足りないのではないかと、というのが私の感想です。

(松田委員長)

学校現場を経験されている首藤職務代理人としては、能力主義について、どう考えますか。

(首藤職務代理人)

私は法律の専門家ではないので、これをどう読むか、詳しいことは分からないし、皆様のご意見をお聞きしながら勉強しなければいけないと思いますが、感想を言わせていただくとすれば、教員採用選考試験の受験の必須要件として、教員免許を有するというものがあると思います。それに基づいて採用試験が行われ、特に2次試験は模擬授業や面接という、教員としての力量や人間性を判断するということになると思いますので、そこに加点があったということについて、どう判断し、どう捉えればいいのかというのは、私も考えていきたいと思います。

(高橋委員)

判決には、中学校と高校の教員免許を持っているから、能力は実証されているとあります。教員免許に限らず、いろんな業界の中で、いろいろな資格がありますが、ただ資格を持っているだけでいいのかというところが気になります。あくまでも新聞を読んだ限りの考えにはなりますが、当時としての判断はやむを得なかったのではないかと思います。

(岩崎委員)

この原告の方は、採用取消処分以降、どういう状況だったのですか。

(藤本教育人事課長)

採用取消処分以降も、採用試験を受験されており、今年度実施の採用試験において最終合格となり、4月に採用予定となっています。

(松田委員長)

私たちにとって、昨日の判決は意外なものだったので、教育委員会として意見をまとめるには、もう少し時間が必要かと思います。本日の意見を含めて、次回の教育委員会において、今後の対応について協議したいと思います。

大分県教育情報化推進戦略2015について

(松田委員長)

それでは、報告第3号「大分県教育情報化推進戦略2015について」報告をしてください。

(岡田教育財務課長)

「大分県教育情報化推進戦略2015について」報告いたします。

教育情報化推進戦略につきましては、教育の情報化を推進する上での基本方針と施策を明示し、取組を進めていくために、平成24年度から策定をしており、今年度で3年目となります。その内容については、毎年見直しを行うこととしており、庁内にて作業部会や策定委員会等を開催して、とりまとめを行ったものです。

戦略の構成は、冊子の2ページから8ページまでが全体の概要と基本的な考え方などを示したものの、9ページから最終の24ページまでが各施策の具体的な取組内容等を示したものとなっています。

それでは、説明は資料「大分県教育情報化推進戦略2015の概要」を用いて行います。これは、戦略2014と戦略2015で見直した施策のポイントを示したものです。

この情報化推進戦略の目的は、一番上にありますように、「教育情報化の推進による大分の将来を担う子どもたちの育成」です。なお、戦略2015は、3年目となりますので、大きな体系は変えず、これまでの取組をしっかりと定着させながら、施策の充実、追加を行ったところです。

まず、1番目の目標の「(1)教育情報化推進組織の定着」です。左の戦略2014の をご覧下さい。教育の情報化の推進は、組織的に取り組まないと進まないということで、これまで、平成25年度に、県と市町村教育長で組織する大分県教育情報化推進本部を設置するとともに、同年に県立学校において、また、今年度は小・中学校において、各学校毎に情報化推進委員会を設置してきました。それに合わせ、校長を学校CIO、教頭等を情報化推進リーダーとして実践的な研修を実施するなど、各学校での推進体制ができあがったところです。戦略2015では、今年度で整った推進組織をしっかりと定着させ、県、市町村、各学校が一体となって、教育の情報化の推進に取り組むこととしています。

施策の「組織的な情報セキュリティ対策の実施」ですが、今年度、SNS利用や私物のSDカードの紛失の事故が発生しました。改めて、組織的にリスクマネジメントを徹底させる必要があることから、戦略2014の施策 から上に持って来ました。あわせて、平成22年度に策定した学校情報セキュリティポリシーの改訂を実施することとしています。

次に、2番目の目標の「(2)子どもたちの情報活用能力の育成」です。ICTを効果的に活用し、子どもたちの主体的な学びを推進するために、戦略2015では施策を「主体的な情報活用による思考力・判断力・表現力の育成」に変更し、重点的に取り組みます。具体的には、義務教育では、問題解決的な授業展開を目指す新大分スタンダードにICTを効果的に活用して、児童生徒の学びに向かう力や思考力・判断力・表現力を育成する授業を実施します。高校教育では、1校1実践や研究指定校などで、思考力・判断力・表現力を育成するための指導方法の

工夫改善に取り組む際に、情報活用能力の育成をふまえた実践を行います。特別支援教育では、子どもたちが自ら意義を感じてタブレット型端末を校外で活用するなど、児童生徒の社会的自立に向けてのバリアフリー化を推進します。このように、教育委員会事務局各課が連携し、広くあらゆる教科等の指導において、情報活用能力を身につけることで、思考力・判断力・表現力の育成をめざします。

次に、施策の「情報モラル教育の推進と家庭・地域との連携」についてです。子供たちがインターネットや情報端末を正しく利用し、トラブルを回避できる力を身につけるようにするため、今年度に引き続いて、県内小学校・中学校、高等学校においてネットトラブル・情報モラル出前授業を実施するとともに、教職員や保護者等に対する啓発講座の実施など、各課・室が連携して研修会を行います。

次に、3番目の目標の「(3)学校教育の情報化」についてです。施策の「ICTを効果的に活用した授業づくりの推進」では、電子黒板やタブレット型端末を活用して、分かる授業、楽しく意欲的に取り組める授業を実施し、低学力層の底上げや学びに向かう力の育成を図ります。体育の授業では、体育専科教員がタブレット型端末を活用して、動画を撮影し、その場での振り返り学習等行うことで、運動の楽しさを味あわせ、運動好きを作るきっかけとなる授業を実施します。また、教職員の授業力を向上させる研修や出前授業の充実及びタブレット型端末を活用する授業デザインの開発など、教員が授業中にICTを活用して指導する能力を高めます。

次に、施策の「教育の情報基盤の整備」についてです。2020年度にはセンター試験が廃止され、大学入試が根本的に改革されます。学校においては、課題解決型の授業を実施する上で、ICTを活用した授業展開がますます重要になってきます。このため、授業に効果的なICT機器の整備について、2020年度を見据えた長期的な整備計画を作成します。

また、施策では、教員の負担を軽減し、生徒に向き合う時間を増やすことを目的とした、県立学校への総務事務システムの導入に向け、システム開発に取り組むこととしております。

以上が教育情報化推進戦略2015の概要です。来年度も引き続き、県・市町村教育委員会並びに各学校が一体となって、教育情報化の推進に取り組んでまいります。

以上でございます。

(松田委員長)

何か質問・ご意見等はありませんか。

(松田委員長)

情報化社会の発展はすさまじいものがあり、情報教育は重要なものになっていますので、子どもたちに教える教員の研修は大切だと思いますが、年間どのくらい実施しているのでしょうか。

(岡田教育財務課長)

教育センターでの研修や学校C I O研修、学校へ出向いての出前研修など積極的に実施しており、今年度2月時点では、約60回、延べ3000人程の教員が参加しています。

(松田委員長)

昨年度、佐伯市の小学校にタブレットを使った授業を見学に行きました。今後、メリット、デメリットを十分に検討の上、教育の情報化に向けた施策を作っていただきたいと思います。

県指定文化財所在確認調査の結果について

(松田委員長)

それでは、報告第4号「県指定文化財所在確認調査の結果について」報告をしてください。

(山口文化課長)

「県指定文化財所在確認調査の結果について」報告いたします。

一昨年末の国指定文化財の所在不明の報道を受け、県指定文化財について、昨年の8月末から先月末までの間、調査を実施いたしました。調査対象は、大分県内に所在する絵画や彫刻など美術工芸品の261件です。また、文化財の保管状況についても併せて調査いたしました。調査内容といたしましては、所有者立会いのもと、市町村と県教育委員会の職員が現物の目視による確認と保管状況について写真撮影を行い、基本台帳となる文化財データベースの作成を行うというものです。調査と併せて、所有者へ所有者変更などの諸手続きについての説明を行いました。

中段の表をご覧ください。調査対象261件のうち現物確認ができたものは247件、盗難が3件、県外移動が1件でした。また、既に所有者が亡くなっており、ご家族とお話はできたが、現物確認ができないなどの理由で、継続調査が必要なものが10件ありました。

盗難に遭った3件について、説明いたします。1件目はからくさもんすかしぼりかがみいた「唐草文透彫鏡板」です。別府市実相寺の太郎塚古墳から出土さ

れた馬具で、別府市美術館に展示されていたものですが、平成14年5月に美術館から盗難されました。2件目は「木造釈迦三尊像」です。国東市国見町の地区でお堂を設けて管理しておりましたが、三尊像のうち脇侍の2つの像が平成6年12月に盗難に遭っています。3件目は「妙楽寺木造阿弥陀如来坐像附木造仏」です。昭和54年3月に6体のうち、本尊の阿弥陀如来坐像がお寺から盗難されています。

県外移動が確認されたものは、個人所有の刀です。所有者が県外に住む弟さんに譲り渡したものです。

継続調査が必要なものは、市町村を通じて所有者及び文化財に関する情報を収集いたしました。所有者が亡くなり、代替わりしており、所在不明で現物の確認ができていない文化財や、所有者との連絡がとれていないものです。現在、引き続き電話連絡等を実施するとともに、所有者のご遺族や関係者に情報の提供をお願いしています。調査を通して、管理責任者である所有者へ、文化財に関する諸手続きについての説明が徹底できなかったことが判明いたしましたので、今後の対応に反映したいと考えます。

今後の対応策について、説明いたします。盗難された文化財は、発見される可能性もありますので、指定の解除は行わないこととしています。県外へ移動した文化財については、県内の施設へ寄託していただくか、指定の解除を検討したいと考えています。指定を解除する場合は、大分県文化財保護審議会へ諮問し、教育委員会での議決を経て、県報掲載をもって指定の解除となります。

継続調査の文化財については、引き続き調査を行い、確認が取れましたら必要な措置を取りたいと思います。

今後は、市町村教育委員会を通じて、所有者に対して年1回文化財の状況に関するアンケート調査を実施いたします。各種届出に必要な説明書も同封し、文化財管理に関する所有者への意識の涵養を図りたいと思います。

また、今後は、定期的な所在調査が必要であると考えています。具体的な方法等については、国が行う所在確認調査にあわせて実施していきたいと考えています。併せて、今回の調査で作成した文化財データベースを県と市町村教育委員会で共有し、今後の県指定文化財の管理を行っ

ていきたいと考えています。

以上でございます。

(松田委員長)

何か質問・ご意見等はありませんか。

(岩崎委員)

3件の盗難があったことは残念です。これらが発見でき、取り戻すことも考えて、文化財指定の解除をしないことも分かりました。今後は、所有者へ文化財の公開・活用について、理解を求めることが必要だと思います。文化財は所有者のものですが、地域の財産として活用できればよいと思います。学校や観光面で活用できれば素晴らしいと思いますが、現在、文化財の情報発信に関して、どのような工夫をしていますか。

(山口文化課長)

ホームページでは、文化財の一覧は掲載していますが、文化財の写真は見ることはできません。今回の調査では、所有者の方々に対し、文化財は公共の財産であるという意識の向上を図ってきました。今後は、県民の皆様文化財のことを分かってもらうために、データベースの充実・公開は必要だと考えています。

(岩崎委員)

個人所有の文化財は、見せてもらうように働きかけることはできるのでしょうか。これは要望になりますが、可能であれば、文化財の公開について県教育委員会からもお願いができればと思います。

(松田委員長)

県指定文化財については、県教育委員会が責任を持って所有者の相談に乗り、セキュリティ等についても、しっかりやっていただきたいと思っています。

(松田委員長)

他に質問・ご意見等はありませんか。

(松田委員長)

それでは、先に非公開と決定しました議事を行います。その前に、公開でその他、何かございませんか。

ないようですので、先に非公開と決定しました案件の議事を行います。

関係課室長のみ在室とし、その他の課室長及び傍聴人は退出してください。

(関係課以外及び傍聴人退出)

【協 議】

平成27年度大分県教科用図書選定審議会員の選任について

(松田委員長)

それでは、協議の「平成27年度大分県教科用図書選定審議会委員の選任について」協議を行います。

(説 明)

(松田委員長)

何かご質問・ご意見等はありませんか。

(質疑・意見等)

(松田委員長)

できるだけ努力していただきたいと思います。

(松田委員長)

最後にこの際、何かありましたら、お願いします。

ないようですので、これで平成26年度第22回教育委員会会議を閉会します。

お疲れ様でした。

第一号議案

平成二十七年第一回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年六月三十日法律第六十二号）第二十九条の規定により、知事から平成二十七年第一回定例県議会に提出予定の議案のうち、本委員会関係分について意見を求められたので、別紙（案）のとおり回答する。

平成二十七年二月二十四日提出

大分県教育委員会教育長 野 中 信 孝

提案理由

知事から照会のあった平成二十七年第一回定例県議会に提出予定の議案のうち、本委員会関係分について、別紙（案）のとおり回答したいので提案する。

教委教改第 号
平成 2 7 年 2 月 日

案

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

大分県教育委員会
委員長 松田 順子

議案に対する教育委員会の意見について(回答)

平成 2 7 年 2 月 1 9 日付け財第 8 3 1 号で照会のあった上記のことについて、下記のとおり回答します。

記

原案のとおり提出することに、異議ありません。

財 第 8 3 1 号
平成 2 7 年 2 月 1 9 日

大分県教育委員会

委員長 松 田 順 子 殿

大分県知事 広 瀬 勝 貞



議案に対する教育委員会の意見について（照会）

下記のとおり県議会に議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

1 議 案 名

（議 案）

- ・平成 2 7 年度大分県一般会計予算関係部分
- ・独立行政法人通則法の一部改正等に伴う関係条例の整備について
- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

2 議案上程県議会

平成 2 7 年第 1 回定例県議会

(第1号議案)

平成27年度当初予算案 歳出

(単位:千円)

款	項	平成27年度 当初予算額	平成26年度 当初予算額	差引増減
10	教育費	120,821,931	120,795,661	26,270
	教育総務費	4,770,098	6,012,051	1,241,953
1	(福祉保健部 ・生活環境部所管)	6,442,619	7,446,062	1,003,443
	小 計	11,212,717	13,458,113	2,245,396
2	小 学 校 費	42,661,389	42,049,697	611,692
3	中 学 校 費	24,734,488	24,559,649	174,839
4	高 等 学 校 費	28,083,712	26,694,514	1,389,198
5	特別支援教育費	9,968,547	9,882,756	85,791
6	大 学 費 (企画振興部 ・福祉保健部所管)	1,088,202	1,101,114	12,912
7	社会教育費	2,011,552	2,033,704	22,152
8	保健体育費	1,061,324	1,016,114	45,210
教育委員会所管分計(- -)		113,291,110	112,248,485	(+0.9%) 1,042,625
	うち事業費	構成比	(10.8%)	(10.8%)
		金額	12,192,388	12,087,688
	うち人件費	構成比	(89.2%)	(89.2%)
		金額	101,098,722	100,160,797

< 参考 >

県予算額に占める教育委員会予算額の割合	19.9%	19.0%	
県 予 算 額	568,623,000	591,820,000	(3.9%) 23,197,000

平成 27 年度一般会計当初予算案の概要（教育委員会関係）

（単位：千円）

事業名	平成 27 年度 当初予算案 平成 26 年度 当初予算額	当初予算案の概要	所管課室
1 県立学校施設整備事業	2,524,746 (2,794,753)	高校再編プランに基づき施設整備を行うとともに、学校施設の長寿命化と学習環境の改善を図るため、大規模改造等を実施する。 ・高校再編プラン分 1 校（別府翔青高校） ・大規模改造 2 4 棟（大分舞鶴高校など 1 6 校）	教育財務課
2 公立高等学校等奨学金給付事業	183,619 (70,163)	修学に意欲のある高校生等が、保護者の経済的理由によりその機会を失うことのないよう、奨学金を給付する。 ・対象 市町村民税非課税世帯 第 1 子 年額 37,400円 第 2 子以降 年額 129,700円 生活保護受給世帯（修学旅行費相当分）年額 32,300円	教育財務課
新 3 英語教育強化事業	2,830 (0)	グローバル人材の育成を図るため、小・中学生を対象に英会話中心のイングリッシュ・キャンプを実施する。 ・対象 小学校 5、6 年生（50 人）、中学校 1、2 年生（50 人） ・期間 夏期休業中に 2 泊 3 日程度	義務教育課
4 小学校学力向上対策支援事業	176,808 (184,196)	客観的な数値目標を盛り込んだ推進計画を策定し学力向上に取り組む市町村に対し、習熟度別指導推進教員（18 人）を配置する。 基礎・基本の定着だけでなく、活用力の理解度を把握するため、学力定着状況調査（小 5）を実施する。	義務教育課
5 中学校学力向上対策支援事業	294,319 (288,151)	客観的な数値目標を盛り込んだ推進計画を策定し学力向上に取り組む市町村に対し、習熟度別指導推進教員（36 人）を配置する。 基礎・基本の定着だけでなく、活用力の理解度を把握するため、学力定着状況調査（中 2）を実施する。	義務教育課
6 いじめ・不登校等未然防止対策事業	157,584 (134,363)	不登校の生徒への支援や未然防止に取り組むため、不登校対策プランを策定した拠点校に専門コーディネーターとして地域不登校防止推進教員（16 人 19 人）を配置する。 【新】不登校予兆生徒の早期発見、早期支援に向けて、拠点校において学級への適応感を計るテストを実施し、不登校が生じない、より良い学級づくりを推進する。	生徒指導推進室
7 いじめ・不登校解決支援事業	128,328 (125,526)	生徒や保護者の悩み等に対応するため、専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等を小・中・高等学校に配置する。 ・小学校配置 6 7 校 ・中学校配置 1 2 7 校（全校） ・高等学校配置 2 6 校 心身危害を伴った対処困難事案等に対し、「いじめ解決支援チーム」を学校に派遣する。 （24 時間全国統一相談ダイヤル 0 5 7 0 - 0 7 8 3 1 0）	生徒指導推進室
新 8 特別支援学校情報端末活用促進事業	2,222 (0)	障がいのある児童等の社会的自立に向けた学習環境を整備するため、研究機関や民間企業と連携し、授業におけるタブレット型端末の有効活用を研究する。	特別支援教育課
9 はつらつ大分人材育成事業	19,018 (15,140)	グローバル人材の育成を図るため、海外留学を行う高校生に対し、支援金の交付を行う。 ・長期留学支援制度（30 万円 5 人 10 人） 【新】短期留学支援制度（10 万円 個人単位 20 人） ・短期留学支援制度（10 万円 学校単位 20 人） ・留学に関する知識、情報等についての説明会の実施	高校教育課
10 スーパーグローバルハイスクール推進事業	16,000 (0)	グローバル人材の育成を図るため、APU や企業等と連携し、語学力だけでなく、国際的に活躍する力を養成し、自ら主体的に考え、発信できるカリキュラムを構築する。 ・指定校 大分上野丘高校 ・内容 国内外実地研修、留学生との交流、国内外の大学教授や企業幹部の講演 など	高校教育課
11 進学力パワーアップ事業	9,369 (8,700)	普通科高校の生徒が難関大学にも十分対応できるよう学力を強化するため、意欲ある生徒を対象としたセミナーを実施するほか、教員の指導力強化に向け、入試問題や授業の研究などを行う。 【新】学力向上を図るため、モデル校において、図書館の活用を促進しその成果を他校にも普及させる。	高校教育課

(単位：千円)

事業名	平成27年度 当初予算案 〔平成26年度 当初予算額〕	当初予算案の概要	所管課室
12 新 地域産業を担う農林水産 高校生成成事業	8,748 (0)	地域産業を担う人材を育成するため、農林水産系高校において、地域の生産者や企業等と連携し、企業の経営や商品開発など生産から流通までを一体として学習できる環境を整備する。	高校教育課
13 新 実習船共同運航調査費	927 (0)	津久見高校海洋科学学校の大型実習船「新大分丸」の老朽化に伴い、香川県と共同での代船建造・運航の検討を進める。	高校教育課
14 女性による地域力向上支 援事業	2,944 (2,949)	女性が地域でいきいきと活躍できるよう、地域婦人会の活動を周知するなど、次代を担う人材育成を支援する。 ・女性活動実践フォーラムの開催（6市町） ・リーダー研修の開催	社会教育課
15 放課後・土曜学習支援事 業	86,907 (86,841)	学力向上と豊かな心を育成するため、地域において放課後や土曜日を活用し、補充学習に重点を置きながら体験活動等にも取り組む市町村を支援する。 ・放課後チャレンジ教室（標準40日/年 206教室） 活動時間全体の5割は補充学習を実施 ・土曜教室（標準20日/年 158教室） 活動時間全体の3割は補充学習を実施	社会教育課
16 学校図書館活用教育支 援事業	20,291 (26,933)	学力向上と豊かな心を育成するため、学校図書館のサポーター配置を計画的に進める市町村を支援し、全小学校への配置を促進する。 司書教諭や学校図書館サポーターの資質向上と学校図書館の活性化を図るため、専門的なノウハウを持つアドバイザーの派遣等を行う。 【新】蔵書の充実に向け、学校図書に適したブックリストを作成する。	社会教育課
17 新 おおいた文化のひろば創 造事業	3,238 (0)	県立美術館開館を契機に芸術文化による交流を推進するため、大分市中心部で、中高生の作品展示や小学生を対象にした学生等によるワークショップを開催するとともに、県内各地域において、県立歴史博物館等の収蔵品の出張企画展を開催する。	文化課
18 国民体育大会九州ブロ ック大会開催事業	49,959 (691)	本県において国民体育大会第35回九州ブロック大会を開催し、九州ブロック代表選手を選出する。	体育保健課

独立行政法人通則法の一部改正等に伴う関係条例の整備について

「独立行政法人通則法」の一部改正、及び「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」による関係個別法の改正に伴い、関係条例の規定を整備(通則法 = 下記1～3、整備法 = 下記4)するもの。[施行日;平成 27 年 4 月 1 日 法施行期日と同じ]

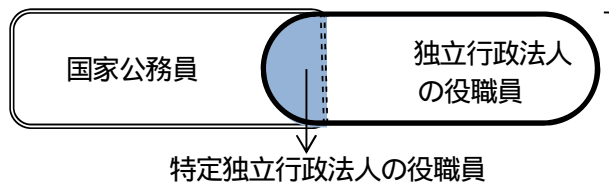
1 大分県情報公開条例の一部改正について

「個人情報」については、非公開情報として公文書の公開義務から除外しているが、「公務員等」の職、氏名及び職務遂行の内容については、県政に関する説明責任を全うする観点から公開しなければならないこととしている。[第 7 条第 1 号]

“公務員等” の定義 [同号八]

- 国家公務員 (独立行政法人通則法に規定する “特定独立行政法人” の役員及び職員を除く。)
- 独立行政法人の役員及び職員
- 地方公務員
- 地方独立行政法人、地方公社の役員及び職員

一義的には、の独立行政法人の役職員であるが、通則法の規定により、国家公務員の身分を付与されていることから、重複を避けるため、から除外して規定しているもの。



今回の改正内容

通則法の改正により特定独立行政法人の呼称が変更されたことによる規定整備

[現 行] 通則法第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人

[改正後] 通則法第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人

【参考】 独立行政法人通則法の改正内容について

(公布日 : 平成 2 6 年 6 月 1 3 日、施行日 : 平成 2 7 年 4 月 1 日)

独立行政法人改革等に関する基本的な方針 (H25. 12. 24 閣議決定) より抜粋

独立行政法人制度は、平成 1 3 年 1 月の中央省庁等改革の一環として、行政における企画立案部門と実施部門を分離し、企画立案部門の能力を向上させる一方で、実施部門に法人格を与え、運営裁量を与えることにより、政策実施のパフォーマンスを向上させることを目的に導入。

しかし、独立行政法人が実施する事務・事業には多様なものが含まれる中、現行制度では法人分類を設けておらず、多くのルールが全法人一律に適用されているところ。

このため、法人の業務の特性に応じた適切なガバナンスを構築していくため、国の関与の程度や、業務の停滞が国民生活や社会経済に与える影響の度合い等を基に、法人を 3 つに分類することとする。

現 行	改正後
独立行政法人	独立行政法人
特定独立行政法人以外の 独立行政法人 (9 0 法人)	中期目標管理法 (6 0 法人) 国民生活センター、国立美術館 等
特定独立行政法人 (8 法人) 国立公文書館、造幣局 等	国立研究開発法人 (3 1 法人) 森林総合研究所、国立がん研究センター 等
	行政執行法人 (7 法人) 国立公文書館、造幣局 等

2 大分県個人情報保護条例の一部改正について

今回の改正内容

個人情報開示請求に係る不開示情報から除外する内容を定める第 15 条中、情報公開条例と同様の規定があるため、改める。(改正内容 1 と同じ)

何人も、公文書に記録されている自己を本人とする個人情報の開示を請求することができるが、開示請求者以外の個人情報については開示義務から除外されている。ただし、“公務員等”の職、氏名及び職務遂行の内容については開示しなければならない。

3 職員の退職手当に関する条例の一部改正について

今回の改正内容

旧国立大学等を退職後に引き続き県職員となった者が、さらに引き続いて国立大学法人等の職員となる場合については、退職手当は支給しない旨規定している附則第 33 項中、引用している独立行政法人通則法の条がずれたため、規定を整備する。

[現行] 通則法第 63 条 [改正後] 通則法第 50 条の 10 第 2 項

旧国立大学等職員

大分県職員

国立大学法人等職員

⋮

附則第 33 項 退職手当は支給しない。

国立大学法人から の期間を通算して退職手当が支給される。

4 大分県独立行政法人森林総合研究所事業特別徴収金徴収条例の一部改正について

今回の改正内容

「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」により、『独立行政法人森林総合研究所法』が改正され、法律題名が『国立研究開発法人森林総合研究所法』に改められたため、条例題名、条例中の法律名称を改める。

[条例の趣旨]

国立研究開発法人森林総合研究所の前身である「旧農用地整備公団」が実施した農用地総合整備事業の受益者が、事業完了公告後 8 年以内に、その土地を事業計画の目的以外の用途に供した場合に県が徴する特別徴収金について定めたもの。

[事業実施状況]

直入庄内区域農用地総合整備事業

旧直入町、旧久住町、旧庄内町で平成 7 ～ 17 年度に実施。総事業費 215 億円。
区画整理 128.9ha、暗渠排水 28.2ha、農業用道路 14.7km

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

1 改正法の概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）が、平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されることとなった。

改正法の概要については、次のとおりである。

- (1) 教育委員会を代表する委員長と、事務の統括者である教育長を一本化した（新）教育長を置き、委員長の職は廃止される。
- (2) 教育長は、知事が議会同意を得て、直接任命する職となる。[特別職]
- (3) 教育長は、教育委員ではなくなるが、教育委員会の構成員であり、教育委員会は、教育長及び委員をもって組織する。

2 改正する条例

改正する条例は、次のとおりである。

- (1) **特別職の常勤職員及び教育長の給与等に関する条例（昭和26年大分県条例第14号）**
 - ・教育長が特別職の職員となることに伴い、条例題名の変更その他の規定を整備するとともに、教育長の職務専念義務の免除の承認の特例を定める。
- (2) **職員等の旅費に関する条例（昭和26年大分県条例第28号）**
 - ・(1)と同様に、教育長が特別職の職員となることに伴い、特別職に教育長を加えるため規定を整備する。
- (3) **各種委員会の委員の報酬及び費用弁償条例（昭和27年大分県条例第4号）**
 - ・教育委員長の職の廃止に伴い、委員長の報酬の額を削除する。
- (4) **特別職の常勤職員及び教育長の退職手当に関する条例（昭和58年大分県条例第18号）**
 - ・(1)と同様に、教育長が特別職の職員となることに伴い、条例題名を変更し、規定を整備する。
- (5) **大分県教育委員会の委員の定数を定める条例（平成13年大分県条例第3号）**
 - ・教育長が教育委員ではなくなることに伴い、委員の定数を6人から5人に改める。教育委員会の構成員としては、6人のままである。
- (6) **大分県社会教育委員条例（昭和24年大分県条例第40号）**
 - ・教育長が教育委員会を代表することに伴い、規定を整備する。

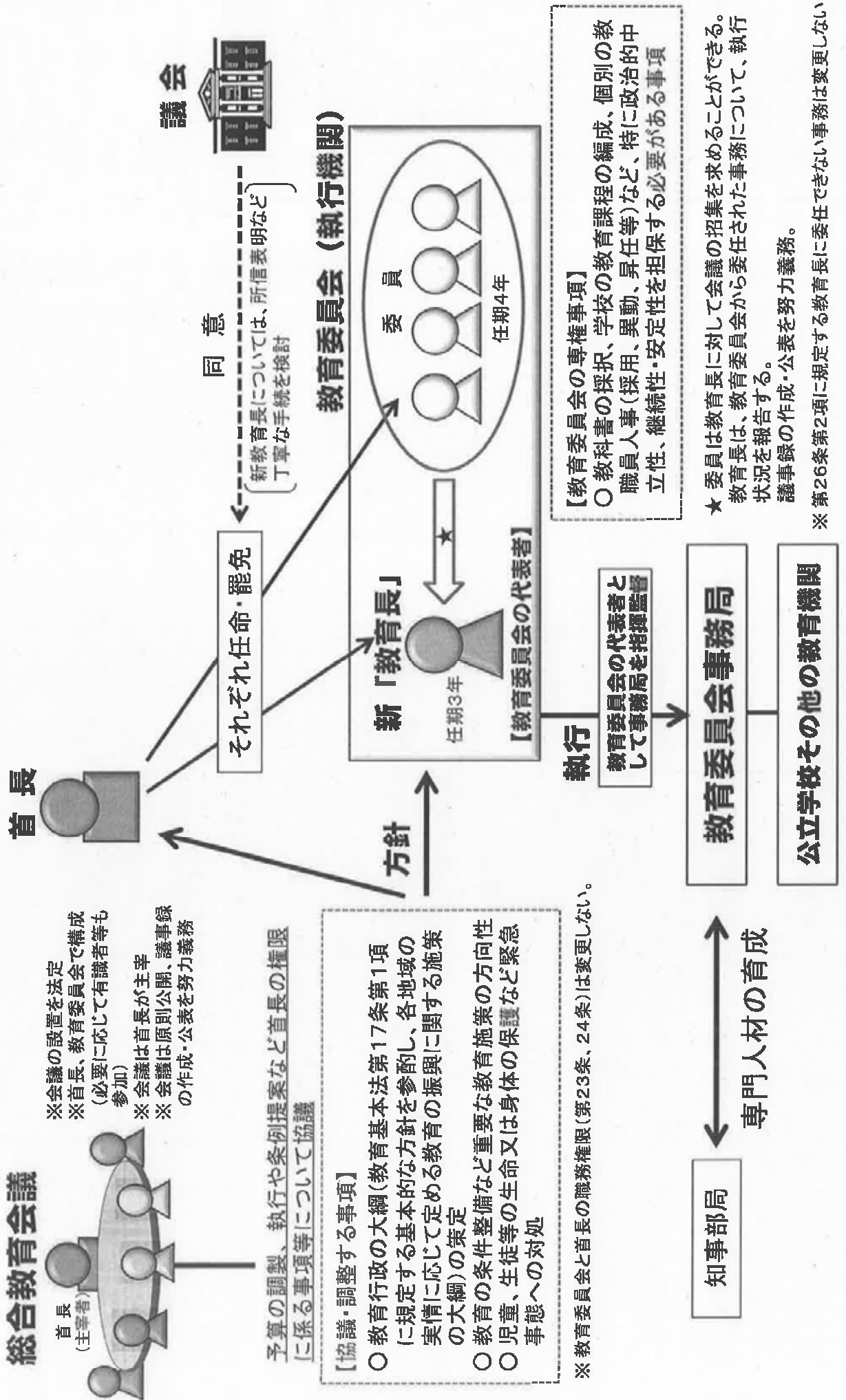
3 施行期日

平成27年4月1日（改正法の施行の日）

ただし、改正法附則により、改正法施行の際に現に在職する教育長は、その任期中はなお従前の例により在職するとされていることから、必要な経過措置を設ける。

教育委員会制度の改革案

* 教育行政においては、教育基本法及び関係法令を遵守



第二号議案

学校運営協議会を設置する県立学校の指定について

学校運営協議会を設置する学校として左記のとおり指定する。

平成二十七年二月二十四日提出

大分県教育委員会教育長 野 中 信 孝

指定学校	大分県立玖珠美山高等学校
指定期間	平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日まで（三年間）

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）及び大分県立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則（平成二十六年大分県教育委員会規則第十号）の規定により、県立玖珠美山高等学校を学校運営協議会を設置する学校として指定したいので提案する。

指 定 書

大分県立玖珠美山高等学校

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 7 条の 5 第 1 項及び大分県立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則第 2 条の規定により、貴校を学校運営協議会の設置校として指定します

指定期間は、平成 2 7 年 4 月 1 日から

平成 3 0 年 3 月 3 1 日までとします

平成 2 7 年 4 月 1 日

大分県教育委員会

学校運営協議会を設置する県立学校の指定について（案）

高校教育課

コミュニティ・スクールを導入するにあたり、下記のとおり、玖珠美山高等学校を学校運営協議会を設置する学校として指定する。

- 1 指定学校 大分県立玖珠美山高等学校
- 2 指定期間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで（3 年間）
- 3 指定根拠
規則関係 大分県立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則
第 3 条第 1 項

教育委員会は、保護者、地域の住民等の学校運営への参画を促進し、及び連携を強化することにより、次に掲げる取組を行うことができると認める学校について、その申請により、前条の規定による指定をすることができる。

- （ 1 ）生徒、児童及び幼児の健全な育成に関する取組
- （ 2 ）地域に根ざした学校づくりに関する取組

指定理由

導入環境

- ・玖珠町では平成 23 年度から小・中学校にコミュニティ・スクールが順次導入され、保護者や地域の住民等による学校運営への参画等が進んでおり、また、九重町も平成 27 年度からの導入を予定しているなど、コミュニティ・スクールが地域に普及しており、生徒の健全な育成に関して地域をあげて取り組むことが期待できる。
- ・現玖珠農業高校及び森高校には、玖珠郡内の生徒が約 9 割在籍しており、統合される玖珠美山高校も、地域に根ざした学校づくりの取組に対して、コミュニティ・スクールの導入による成果が期待できる。

取組構想

- ・「地域に根ざし、地域に愛され、地域と共に成長する」を学校ビジョンとして掲げ、生徒の健全な育成や地域に根ざした学校づくりについて、地域人材を有効に活用した具体的な取組を計画している。

支援体制

- ・新設高校の魅力づくりの支援を行うため、平成 26 年度に「玖珠郡高等学校支援協議会」が設置されるなど、玖珠郡をあげて玖珠美山高等学校を支援するための体制が整っている。

4 今後の予定

- ・平成 27 年 4 月 1 日 「指定書」の交付
学校運営協議会委員推薦書の提出（高校から県教委へ）
- ・平成 27 年 4 月中旬 第 1 回学校運営協議会（「任命書」の交付）

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について

大分県教育委員会

1 関係法令について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（平成16年9月改正）

第47条の5第1項 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、（中略）当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。

学校運営協議会の主な役割（地教行法第47条の5）

- ・校長は学校の運営に関して、学校運営協議会の承認を得なければならない。
- ・学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べるができる。
- ・教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べるができる。

2 大分県規則の制定について

「大分県立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則」（平成26年11月制定）

第3条 教育委員会は、保護者、地域の住民等の学校運営への参画を促進し、及び連携を強化することにより、次に掲げる取組を行うことができると認められる学校について、その申請により、（中略）指定をすることができる。

- （1）生徒、児童及び幼児の健全な育成に関する取組
- （2）地域に根ざした学校づくりに関する取組

学校運営に関して協議会の承認を得なければならない事項（規則第4条）

- ・学校の経営計画 ・教育課程の編成 ・学校の組織編成 ・学校予算の編成及び執行
- ・施設及び設備の管理及び整備

委員の定数等（規則第7条）

- ・定数は15人以内
- ・委員は保護者、地域の住民、校長、教職員、学識経験者、関係行政機関の職員 等

任期（規則第8条）

- ・任命の日から当該年度の末日まで。

会議（規則第12条）

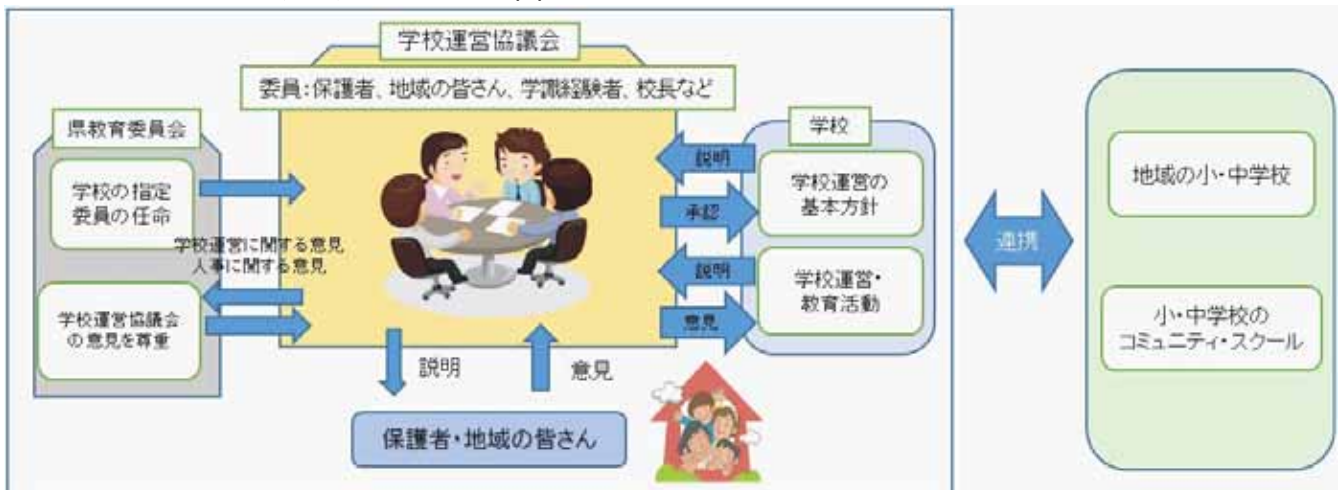
- ・協議会の会議は、委員の過半数が出席しないと開くことができない。
- ・協議会の議事は、出席委員の過半数で決する。



3 コミュニティ・スクール導入のねらい

地域の住民等の学校運営への参画の促進及び連携を強化し、学校、保護者、地域の住民等が教育目標を共有し、一体となって地域に根ざした学校づくりや生徒、児童及び幼児の健全な育成に取り組む。

4 コミュニティ・スクールのイメージ図



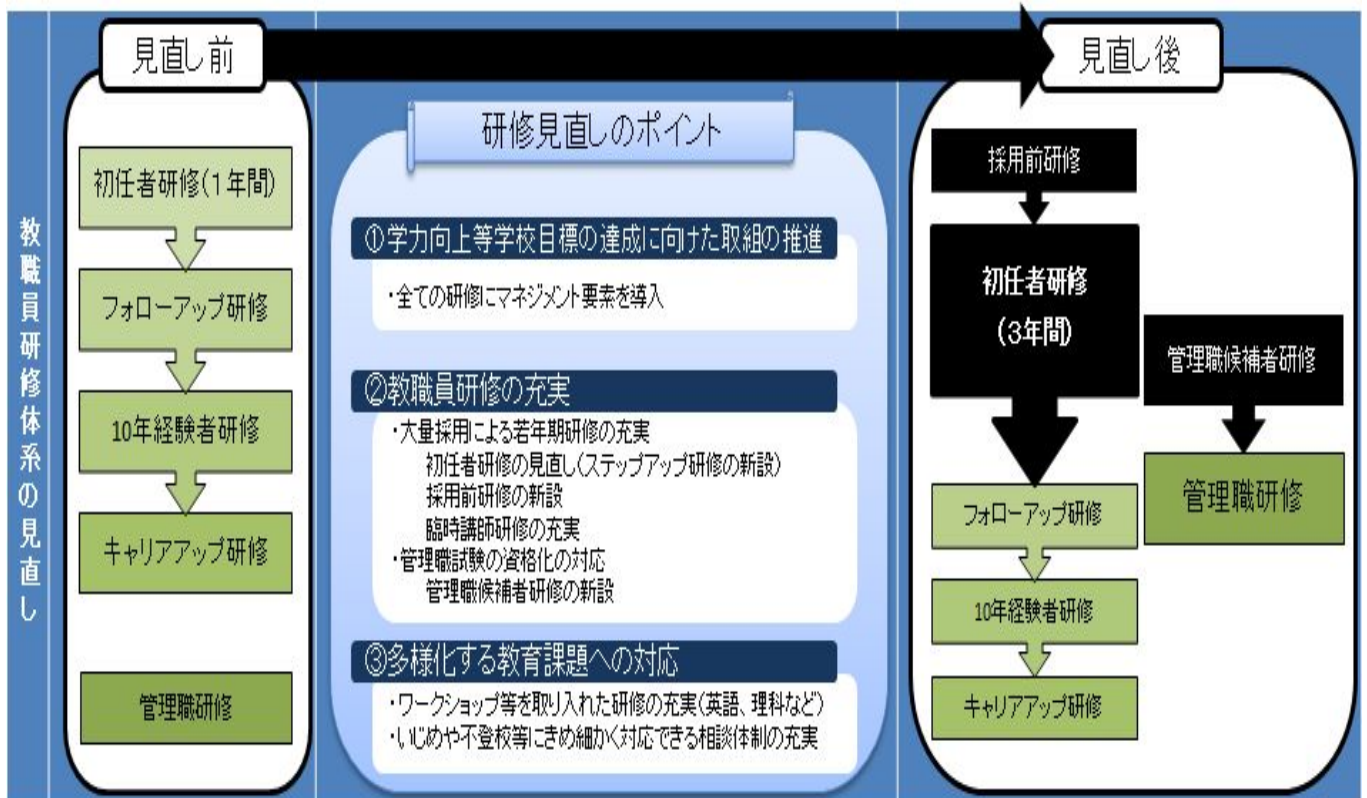
教育センター大規模改修の状況について

大分県教育センター

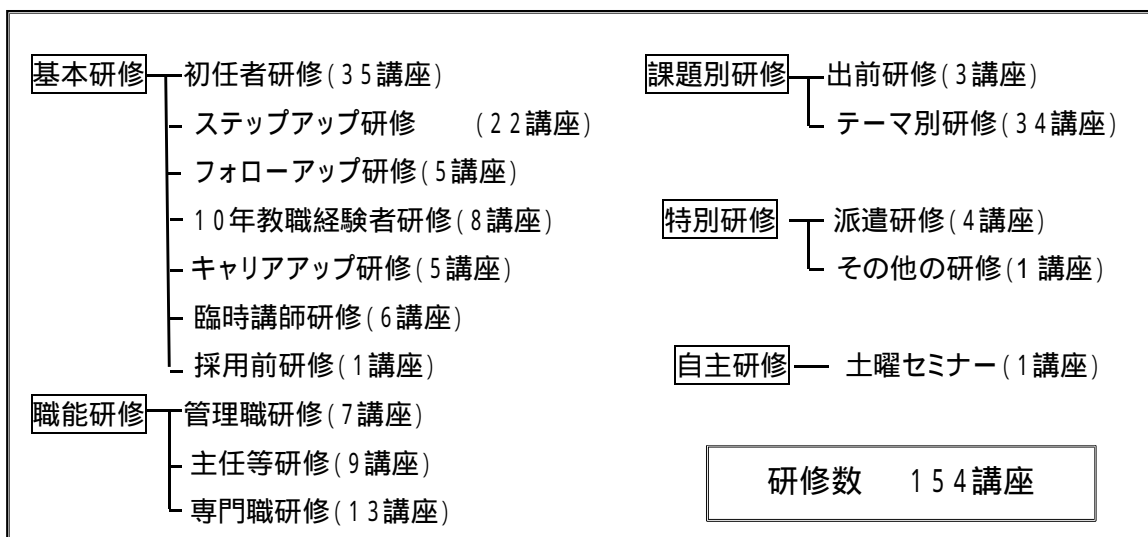
〔大規模改修のこれまでの経緯と今後のスケジュール〕

- 平成24年 2月 新大分県教育センター基本構想プロジェクトチームを設置
- 平成25年度当初予算にて、設計・施工、平成26年着工が了承
- 平成26年 1月 情報教育棟工事（平成26年5月下旬完成、研修開始）
- 平成26年 5月 本館工事（平成27年1月中旬完成、研修開始）
- 平成26年12月 宿泊棟解体（解体後、駐車場整備、平成27年3月末完了予定）
- 平成27年3月23日 リニューアル完成式典

〔教職員研修体系の見直し〕



〔平成27年度教職員研修体系〕



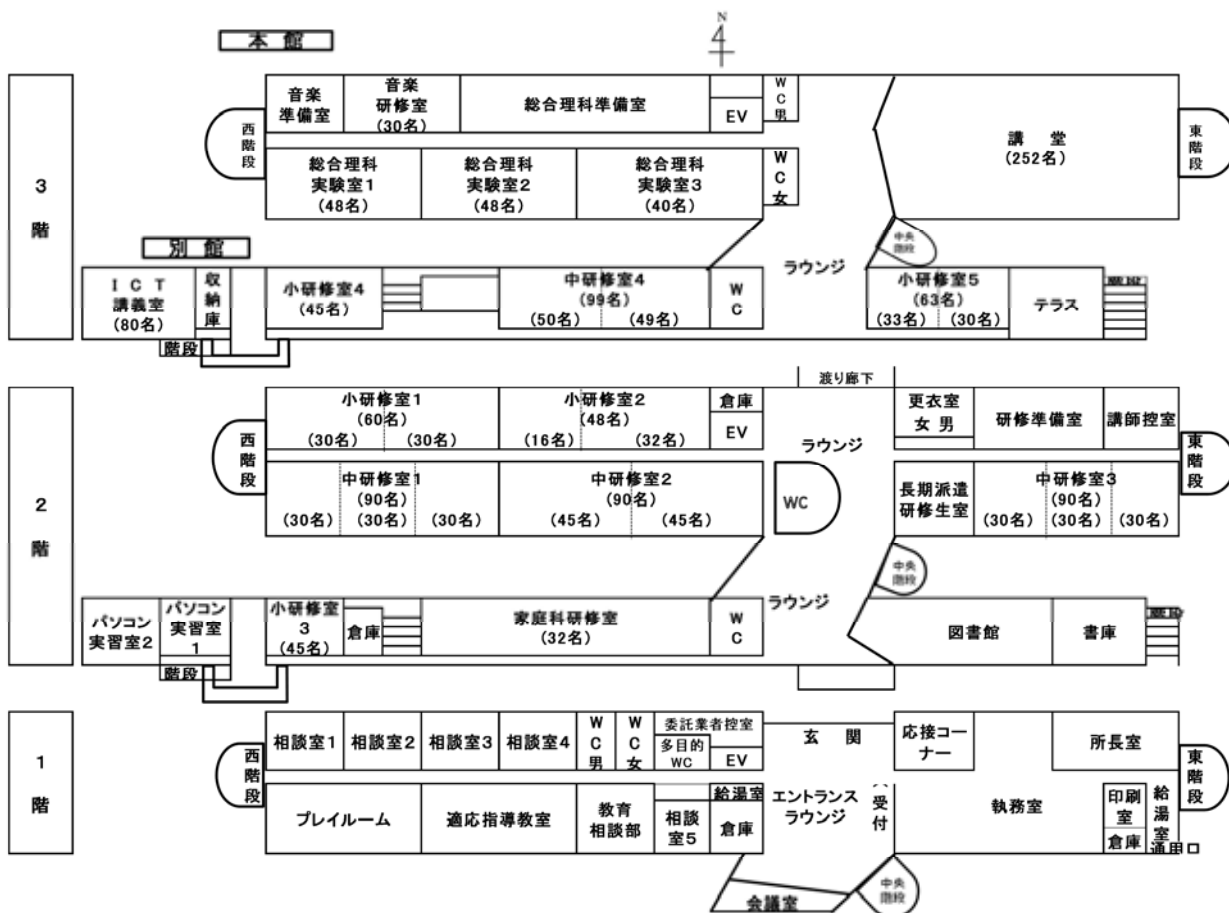
研修施設の概要

(1) 研修室、実験・実習室の充実

< 改修前 >				< 改修後 >			
室名	面積(m ²)	収容人数	部屋数	室名	面積(m ²)	収容人数	部屋数
講堂	245	195	1	講堂	385	252	1
研修室	140	90	2	研修室	144	99	1(2)
	93	45	1		140	90	3(8)
	60	36	2		96	63	1(2)
	43	30	2		90	60	1(2)
	29	15	1		75	48	1(2)
	14	6	1		80	45	2
小計	867	573	10	小計	1,370	882	10(19)
実験室	279	96	3	実験室	279	136	3
実習室	212	62	3	実習室	189	62	2
相談室	116		6	相談室	150		5
その他	5,067	宿泊室・図書館・更衣室 等		その他	3,657	講師控室・図書館・準備室等	
全体計	6,541	731		全体計	5,645	1,080	

()内は、間仕切り後の部屋数を表す。

(2) 施設案内図



教育センターの施設写真



本館



左が別館、中が中央階段、右が本館



講堂



中研修室



ギャラリー



ギャラリー

教員採用選考試験を巡る事件の概要等

平成27年2月24日
教育人事課

1 本件事件の概要

(1)平成20年6月、教員採用選考試験に係る贈収賄事件が発覚した。これにより同試験において試験の点数が試験実施後に操作された疑いが生じた。教育行政改革プロジェクトチームによるパソコンデータの復元による調査の結果、原告は、平成20年度試験(19年度実施)において、本来の点数であれば合格の順位に達していなかったところ、一次試験及び二次試験それぞれの試験結果に加点がなされた結果、合格し、採用されていたことが判明した。

(2)教育委員会は、原告に対し、当該調査結果及び採用を取り消す必要がある旨を伝えるとともに、希望退職の有無を確認する手続を行った。原告は希望退職をしなかったため、当委員会は、平成20年9月8日、採用行為(同年4月1日採用)の取消処分を行った。

2 職権取消に至る経過

年月日	経過	備考
平19.8.17	1次試験 合格	原告の試験結果に加点あり
平19.10.9	2次試験 合格 (最終合格)	原告の試験結果に加点あり
平20.4.1	教員採用発令 (採用決定処分)	
平20.8.30	原告に対し、県教委の調査結果(本来の得点等)を説明	
平20.9.8	採用取消処分 (職権取消)	県教委は、原告に対する採用処分には、能力実証主義(地公法15条)に反する重大な瑕疵がある(違法)として採用処分を職権取消し
平21.2.26	原告が、訴訟提起	【原告の主張】 県教委が行った取消処分は違法。また、違法な取消処分によって、精神的苦痛を受けた。

「教員採用決定取消処分取消請求事件」に係る判決について(報告)

平成27年2月24日
教育人事課

1 裁判の概要

(1) 提訴年月日等 平成21年2月26日 大分地方裁判所

(2) 当事者 原告：_____氏

(現：

臨時講師。中学校保健体育)

被告：大分県

(3) 原告の請求の趣旨

被告(教育委員会)が行った平20.9.8付け採用決定取消処分の取消しを求める。

被告は、原告に対し、本件取消処分により原告が被った精神的苦痛に対する慰謝料等として金600万円を支払え。

2 大分地裁(一審)判決の結果

(1) 判決日 平成27年2月23日(月)

(2) 判決の内容

ア 主文

- ・ 大分県教育委員会が、原告に対して、平成20年9月8日付けでした〔採用取消処分〕を取り消す。
- ・ 被告は、原告に対し、33万円及びこれに対する平成20年9月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

イ 事実認定(加点の事実の認定)

- ・ 県教委が特定した加点操作前後の原告の得点と、鑑定人が特定したそれとは、全て一致していることからすると、被告の特定作業とそれに基づき特定されたファイルは信用できるものと推認でき、加点操作前後の原告の得点は、県教委の調査結果のとおりであったと認めるのが相当である。

ウ 判決理由

本件採用決定の適法性、及び本件取消処分の違法性について

- ・ 地方公務員法(15条)が能力実証主義の原則を、特に任用について定めているのは、優秀な人材を確保し、育成することで、地方公共団体の能率を向上させ、ひいては住民福祉を増進するという目的に加え、獵官主義がもたらす弊害に鑑み、情実に基づく人事を禁じることにある。
- ・ 原告やその親族等が、県教委幹部に対して、原告を合格させるために加点を依頼したことを認めるに足る証拠はなく、原告の採用が情実に基づいて行われたとはいえない以上、本件採用決定(平20.4.1の採用処分)が、地方公務員法15条に違反し違法なものであると評価することはできない。
- ・ 原告は、中学、高校の教諭1種免許を有しているから、原告の公立学校の教員となるべき能力は、実証されているということができ、この点からも、本件採用決定が能力実証主義に反するとはいえない。
- ・ 以上によれば、本件採用決定は適法にされたものと認められる。

国家賠償法上の違法性について

- ・ 県教委は、事実関係及び法律の解釈について、慎重に調査・検討すべき義務がありながら、これを怠ったというべきである。
- ・ そうすると、県教委が本件取消処分を行ったことには、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くさなかった過失があり、本件取消処分を行ったこと自体、国家賠償法上違法の評価を受けるといえるべきである。

以上

教員採用選考試験の見直し状況

【平成20年度以前の選考】

<p>2段階選抜の実施</p> <p>1次:筆記(教養、専門、作文)・集団討論・実技(一部教科)</p> <p>2次:面接、模擬授業、実技(一部教科)</p> <p>受験番号による試験実施</p> <p>教育委員会単独で合格者を決定</p> <p>H13年度実施選考まで : 1次2次試験の点数・総合点非公開 2次試験受験者宛A、B、C判定で結果通知</p> <p>H14年度～H17年度実施選考: ABC判定廃止、1次2次試験の点数・総合点の開示請求実施 実質的な競争試験化</p> <p>(調査結果報告書から抜粋)</p> <p>平成13年度まで</p> <p>また、当時は、第一次試験あるいは第二次試験の各試験の点数及び総合点を公開せず、第二次試験の受験者宛に、A、B、Cの判定がつけられた文書を通知していた。このため、必ずしも総合点の高い順に採用しなくても、対外的な説明は求められていなかった。</p> <p>平成14年度～平成17年度</p> <p>平成14年度から、これまでのABC判定による不明確な可否通知を廃止し、受験生が、第一次試験あるいは第二次試験の各試験の点数及び総合点の開示を請求することができるようにした。</p> <p>これにより、選考試験ではあるけれども、教員採用選考試験は、実質的に競争試験となり、従来のように、総合点以外の要素を加味する余地はなくなった。</p>
--

【平成20年度以降の主な改善点】

公平・公正・透明性を確保した上で、大分県の教育課題に対応できる人材を採用するための改善

平成20年度実施選考	<p>人事委員会との共同実施開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問題の保管 ・採点 ・成績一覧表の作成 ・選考結果の確認 <p>面接試験における整理番号の使用</p> <p>問題の持ち帰り、解答例・配点の公表</p> <p>合格者選考委員会(教育委員、教育長、次長、関係課長)の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受験番号なしの成績一覧表で選考し線引き ・人事委員会が確認した受験番号入りの成績一覧表を、教育長が決裁
平成21年度実施選考	<p>3段階選抜の導入と各試験の位置づけの明確化、専門性と人間性を重視した試験の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 1次:基本的知識の修得状況 2次:教員として必要な専門性 3次:教員として必要な人間性 <p>配点は、1次:2次:3次 = 1:2:2</p> <p>教養・専門試験の択一式化と、機械処理の導入</p> <p>作文試験(1次試験)の廃止</p> <p>口頭試問(2次試験)の導入</p>
平成22年度実施選考	<p>第1次試験免除制度を導入</p> <p>(前年度2次試験合格者で同一校種・教科を受験するもの)</p> <p>最終合格者は2次・3次試験の総合成績で決定</p> <p>2次、3次試験の最低基準を設定</p>
平成23年度実施選考	<p>大学院修学継続希望者の採用延期を新設</p> <p>第1次試験の各校種、教科・科目の合格最低点を公表</p>
平成24年度実施選考	<p>他県の正規教員5年以上勤務者への第1次試験免除制度の導入(小学校)</p> <p>スペシャリスト特別選考を開始</p> <p>1次試験の最低基準を設定</p>
平成25年度実施選考	<p>他県の正規教員5年以上勤務者への第1次試験免除制度の拡充</p> <p>(特別支援学校の小学部・中学部)</p> <p>大学院修学継続希望者の採用延期の拡充(最大2年の延期可能)</p>
平成26年度実施選考	<p>試験内容の一部変更</p> <ul style="list-style-type: none"> 模擬授業と口頭試問の連動 <p>他県の正規教員5年以上勤務者への第1次試験免除制度の拡充(養護教諭)</p>

大分県教育情報化推進戦略2015の概要

目的:教育情報化の推進による大分の将来を担う子どもたちの育成

情報化推進戦略2014のポイント(3目標13施策)

(1)教育情報化推進体制の確立

①②県・学校の教育情報化推進体制の確立

- ・大分県教育情報化推進本部の設置 (H24年度～)
- 内部組織:教育情報化推進委員会、学校情報セキュリティ委員会
- ※大分県が一丸となって教育の情報化に取り組む
- 市町村連絡協議会(2回)や教育情報化カンファレンス(1回)を開催
- ・学校毎に情報化推進委員会を設置

(県立学校: H25年度～、小・中学校: H26年度～)

③学校CIO(校長)及び情報化推進リーダー(教頭等)の育成(H25年度～)

- ・学校CIO研修(2回)、情報化推進リーダー研修(3回)
- ・校内で組織的に研修やICTを活用した授業を実施

④教育の情報基盤の整備

- ・高速インターネット回線の整備検討
- ・学習用コンピュータ等の整備計画作成

(2)子どもたちの情報活用能力の育成

⑤子どもたちの情報活用能力の育成

- ・産学官連携によるICT利活用に係る実践研究(県、佐伯市、東京大学、民間: H24～H26)
- 低学力層の学習意欲の向上のため、タブレット端末を利用した授業
- ・タブレット型端末を利用した授業モデルの研究(H25～H27)
- 豊府中学:電子黒板とデジタル教科書、タブレット端末を使用した双方向型授業の検証
- 三重総合高校:1人1台タブレット端末を活用した、メディア科学科での授業検証
- ・学習指導要領を踏まえた授業改善、情報活用能力育成の研究(義務、高校)
- ・学習支援機器の試行的導入及び活用研修(特別支援)

⑥児童生徒の情報モラル教育の推進と家庭・地域との連携

- ・ネットモラル・情報モラル出前授業
- ・ネットモラル・情報モラル対応人材育成

(3)学校教育の情報化

⑦ICTを効果的に活用した授業づくりの推進

- ・学力向上支援教員協議会を通じたICT活用の実践、公開授業の実施
- ・小学校理科学力向上支援教員のタブレット端末を活用した授業
- ・ICT活用に関する研究・提案授業

⑧教員のICT活用指導力向上研修の実施(教育センターでの研修)

⑨授業で活用するコンテンツ・教材の充実及び情報共有

⑩授業で活用するICT機器の整備:モデル校での検証

⑪校務支援システムの充実

- ・大分県学校総合成績管理システムの運用(H25～)
- ・高等学校入学者選抜処理システムの開発(H26)

⑫教育活動の情報発信

- ・ホームページ検討委員会の設置、学校ホームページの充実

⑬組織的な情報セキュリティ対策の実施

- ・情報化推進リーダー向け情報セキュリティ研修

情報化推進戦略2015の見直しポイント(3目標10施策)

(1)教育情報化推進組織の定着

①②県、学校の教育情報化推進組織の定着(A)(B)(C)(D)

③学校CIO研修及び情報化推進リーダーの育成

全学校で学校長を中心とする推進体制が確立されたことから、引き続き左の取組を徹底するため、推進組織の定着を図り、組織的に教育の情報化を推進していく。

④組織的な情報セキュリティ対策の実施(E)

- ・H26年度は、SNSの利用やSDカードの紛失などの事故が発生した。組織的にリスクマネジメントを強化し、漏えいや紛失のリスクに対応する。
- ・学校情報セキュリティポリシー(H22年度策定)の改訂を実施する。

(2)子どもたちの情報活用能力の育成

⑤主体的な情報活用による思考力・判断力・表現力の育成(F)(G)(H)(I)

・義務教育・問題解決的な授業展開を目指す「新大分スタンダード」にICTを効果的に活用して、児童生徒の「学びに向かう力」や思考力・判断力・表現力を育成する授業を実施する。

※学力向上支援教員によるICT活用授業の公開・普及

※小・中学校理科学力向上支援教員のタブレット型端末を活用した授業の実施

※タブレット型端末を利用した授業モデルの研究・検証(継続:豊府中学)

・高校教育・思考力・判断力・表現力を育成するための指導方法の工夫改善に取り組む。

※「1校1実践」など、各校での指導方法の工夫改善の一つとして取り組む

※研究指定校(豊府高校)での、情報活用能力の育成を踏まえた実践研究

※ICTを活用した学習活動等に関する研修会の実施

※言語活動の充実による生徒の表現力の育成

※タブレット型端末を利用した授業モデルの研究・検証(継続:三重総合高校)

・特別支援教育・子どもたちが自ら意義を感じてタブレット型端末を校外で活用できる授業実践を実施。

※モデル校(3校/年)を指定して授業実践の指導(研究機関と民間企業との連携)

※保護者に向けたタブレット型端末活用セミナーの開催

⑥情報モラル教育の推進と家庭・地域との連携(J)

※携帯・ネット利用に関する保護者向け啓発講座(学校やPTAと連携)

※ネットトラブル情報モラル出前授業及び人材育成事業は継続

(3)学校教育の情報化

⑦ICTを効果的に活用した授業づくりの推進(タブレット型端末、電子黒板の活用)(K)(L)(M)

・義務教育・分かる授業、楽しく意欲的に取り組める授業を実施し、「学びに向かう力」の育成を図る。

※電子黒板を活用し、画像等で視覚的に興味関心を高める授業を実施

※ICTを活用した実践事例を共有し、分かる授業を普及

・体育保健・体育専科教員がタブレット型端末を活用し、動画等でその場での振り返り学習を行い、運動の楽しさや運動好きをつくるきっかけとなる授業を実施や取組状況を共有する。

・教育財務・授業力を向上させるため、タブレット型端末を活用する授業デザインを開発する。

※ICTスマートデザイナー育成(連絡会を5回開催。実践交流会や授業デザインの研究)

※教育センター研修、出前研修(電子黒板活用研修、授業におけるICT活用研修等)

⑧教育の情報基盤の整備(N)

・普通教室でタブレット型端末を授業に利用する想定で、ネットワーク環境を検討

・2020年を見据えて、問題解決型授業に効果的なICT機器の整備に向けて長期計画を作成

⑨校務支援システムの充実(O)

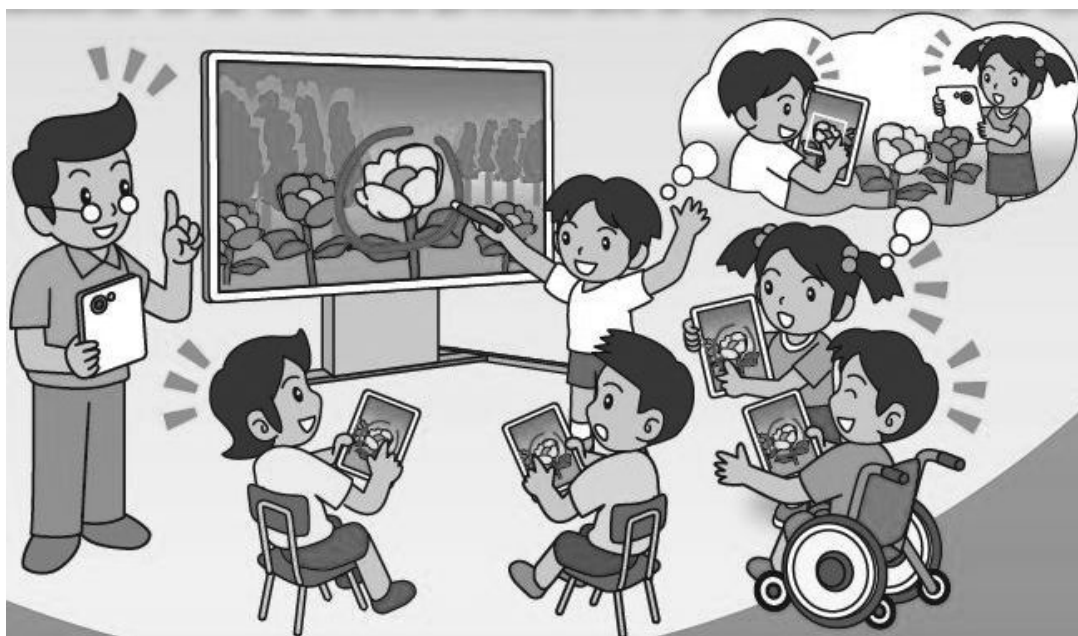
・高校入学者選抜処理システムの本運用(H27)

・総務事務システムの新規導入(H28運用)

⑩教育活動の情報発信(教育委員会ホームページの充実)(P)

大分県 教育情報化推進戦略 2015

～ 教育情報化の推進による大分の将来を担う子どもたちの育成 ～



平成 27 年 2 月 24 日

大分県教育委員会

目 次

はじめに

第 1 章 教育情報化推進組織の定着

- 1 教育委員会、学校における教育情報化推進組織の定着
 - (1) 大分県の教育情報化推進組織の定着
 - (2) 学校の教育情報化推進組織の定着
 - (3) 学校ＣＩＯ及び情報化推進リーダーの育成
 - (4) 組織的な情報セキュリティ対策の実施

第 2 章 子どもたちの情報活用能力の育成

- 1 子どもたちの情報活用能力を育成する学習活動の推進
主体的な情報活用による思考力・判断力・表現力の育成
- 2 子どもたちの情報モラル教育の推進
情報モラル教育の推進と家庭・地域との連携

第 3 章 学校教育の情報化

- 1 教員のＩＣＴ活用指導力の向上
 - (1) ＩＣＴを効果的に活用した授業づくりの推進
 - (2) 教育の情報基盤の整備
- 2 校務の情報化
校務支援システムの充実
- 3 家庭・地域との情報共有
教育活動の情報発信

はじめに

近年、情報社会の急速な発展に伴い、インターネット等を通じて世界中の情報や知識が容易に収集できるようになりました。教育現場においても子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、21世紀を生きる子どもたちが、「情報活用能力」を身につけることは、確かな学力、豊かな心、健やかな体といった「生きる力」の育成に資するものと考えられています。

文部科学省は、平成23年4月に教育の情報化に関する総合的な推進方策である「教育の情報化ビジョン」を策定しました。学校教育の情報化の推進は、「21世紀にふさわしい学びと学校の創造」であるとし、今後、情報通信技術を活用して、一斉指導による学びに加え、子どもたち一人一人の能力や特性に応じた学び、子どもたち同士が教え合い学び合う協働的な学び、教職員の負担軽減などを実現できる環境を整えることを目標に掲げています。また、学習指導要領では、知識基盤社会の到来やグローバル化の進展など急速に社会が変化する中で、次代を担う子どもたちには、幅広い知識と柔軟な思考力に基づいて判断することなど、変化に対応する能力や資質が一層求められるとしています。

大分県教育委員会は「新大分県総合教育計画（平成24年3月改訂版）」において、「生きる力」をはぐくむ学校教育の推進では、「教員の授業力の向上」「児童生徒の習熟度に応じた個別指導の充実」「児童生徒の思考力・判断力・表現力の向上」、教育環境の整備では、「学校現場での教育の情報化」「校務処理の効率化」を盛り込んでいます。

こうしたことから、平成25年2月に「教育情報化の推進による大分の将来を担う子どもたちの育成」を目的に「大分県教育情報化推進戦略2013」を策定しました。情報社会が日々進展していることから、この戦略は、毎年度更新することとし、今回は、「教育情報化推進組織の定着」「子どもたちの情報活用能力の育成」「学校教育の情報化」を柱としています。特に、「子どもたちの力と意欲の向上に向けた『芯の通った学校組織』活用推進プラン」と連動しながら、子どもたちの「思考力・判断力・表現力」の育成につながる情報活用能力の育成に重点を置き、「大分県教育情報化推進戦略2015」を策定しました。

推進戦略2015 施策体系

第 1 章 教育情報化推進組織の定着

大分県教育委員会と市町村教育委員会が一体となって大分県の教育情報化を推進するために設置した大分県教育情報化推進本部を中心に、各種施策を着実に実施します。

1 教育委員会、学校における教育情報化推進組織の定着

(1) 大分県の教育情報化推進組織の定着

平成 25 年 5 月に、県と市町村横断の組織として「大分県教育情報化推進本部」（以下「本部」という。）を設置し、県教育長が教育 C I O^{*1}（Chief Information Officer）に就任しました。これにより、I C T（情報通信技術）を学校教育で積極的に活用し、子どもたちの情報活用能力の育成や情報モラル教育の推進、教員の I C T 活用指導力の向上、校務の効率化、学校情報セキュリティ対策の推進を図る取組を組織的に推進しています。この教育情報化推進組織の定着に向けて、本部業務を総合的に推進する教育情報化推進委員会と学校情報セキュリティ委員会を中心に、一層の取組の徹底を進めていきます。

教育情報化推進委員会は、大分県全体の教育の情報化に関する施策の取りまとめや進行管理を実施するとともに、学校において教育の情報化を推進する人材を育成します。

学校情報セキュリティ委員会は、学校情報セキュリティについての基本方針や管理手続きを定めた「大分県学校情報セキュリティポリシー」に基づき、学校情報セキュリティ管理に取り組みます。

また、学校における教育情報化の推進に欠かせない「豊の国ハイパーネットワーク」の共同利用、各種システム及び情報セキュリティに関する事案に迅速に対応するため、「大分県電子県庁推進本部」との連携を強化します。

※1 教育 C I O（最高情報統括責任者）：

教育委員会や学校における教育情報化を推進するための体制や教員のサポート体制を整備する最高情報統括責任者です。ICT 活用の促進及び情報教育の充実、ICT 環境整備の計画策定と実施、情報セキュリティの確保、教職員に対する研修などの実施等の事項を統括します。

推進戦略 2015 施策の内容 A・B

(2) 学校の教育情報化推進組織の定着

学校の情報化を効果的に推進するために、県立学校及び市町村立学校に「学校教育情報化推進委員会」を設置し、校長を「学校 C I O」、教頭等を「情報化推進リーダー」として位置づけ、組織的な運用の定着を目指します。

また、子どもたちの情報活用能力の育成と教職員の I C T 活用指導力向上を目的とした教育情報化推進計画の策定、校内研修の企画・実施など、組織的な学校の教育情報化推進に向け、一層の取組の徹底を進めていきます。

推進戦略 2015 施策の内容 C

(3) 学校C I O及び情報化推進リーダーの育成

教育情報化推進委員会は、学校C I Oに対して教育情報化の目的や意義、学校C I O等の役割や校内の推進体制等に関する研修を実施し、指導力の向上を図ります。

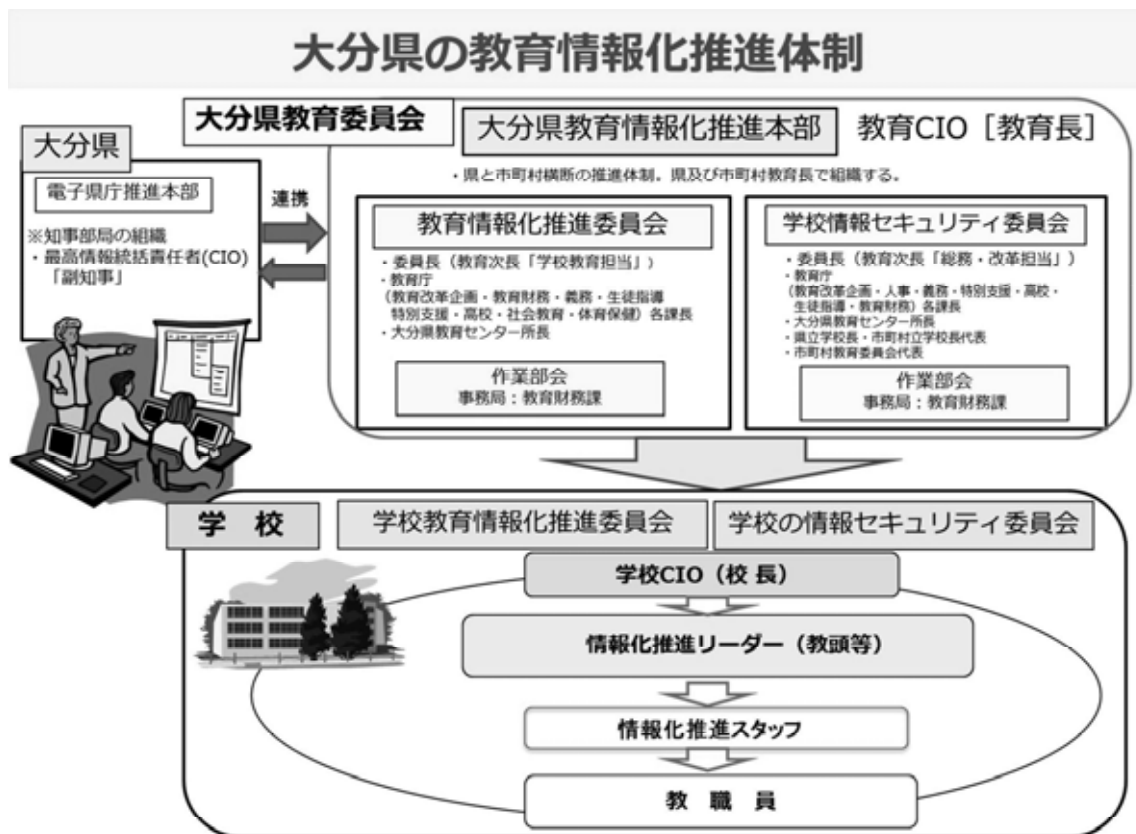
また、情報化推進リーダーに対して、各種研修会を実施し、校内研修等を企画・実施するなど、学校における教育の情報化を推進します。

推進戦略2015 施策の内容D

(4) 組織的な情報セキュリティ対策の実施

学校の情報セキュリティ委員会は、情報セキュリティ危機事案の検証と対応、重要事項の審議やその時代に適する情報セキュリティポリシーの改訂を行い、教職員に対する情報セキュリティ研修等に取り組みます。

推進戦略2015 施策の内容E



第2章 子どもたちの情報活用能力の育成

子どもたちが「情報活用能力」を身につけることで、思考力・判断力・表現力の育成をめざします。情報活用能力を育むため、ICTを効果的に活用し、子どもたちの主体的な学びを推進します。

また、子どもたちが情報社会を主体的に生きていくためには、ICTの利便性だけではなく、インターネット上に存在するさまざまな危険など、情報化がもたらす光と影の両面を十分に理解させる必要があります。そこで家庭や地域と連携し、児童生徒がICTを活用するための適切な判断力となる情報モラルの育成に取り組みます。

1 子どもたちの情報活用能力を育成する学習活動の推進

主体的な情報活用による思考力・判断力・表現力の育成

小学校・中学校においては、言語活動の充実につながるICT活用により、子どもたちの「学びに向かう力」と「思考力・判断力・表現力を育成する授業」をめざします。

高等学校においては、情報活用能力を含めた思考力・判断力・表現力を育成するための指導方法の工夫改善を推進します。また、ソーシャルメディア活用に関する情報モラル育成や言語活動の充実による生徒の表現力の育成に取り組みます。

特別支援学校においては、子どもたちの将来の社会的な自立へ向けたタブレット型端末の活用を進めるため、授業実践、利活用事例研究会等を実施します。

また、タブレット型端末を利用した授業検証として、県立中学校では、双方向学習支援システムと電子黒板の利用やデジタル教科書を活用した授業実践を、高等学校では、授業における1人1台端末の活用法等の研究を実施します。

推進戦略2015 施策の内容F・G・H・I

2 子どもたちの情報モラル教育の推進

情報モラル教育の推進と家庭・地域との連携

子どもたちがインターネットや情報端末を正しく利用し、自らトラブルを回避できる能力を身に付ける必要があります。このため、学校での情報モラル教育内容を検討、推進するとともに、児童生徒を対象とした出前授業として「ネットトラブル・情報モラル授業」を実施します。

また、専門的な知識をもった外部講師による「インターネット安全講座」を教職員や保護者等に対して実施し、ネットトラブルや情報セキュリティ、情報モラル等に関する基本的な知識の普及に努めます。

推進戦略2015 施策の内容J

第3章 学校教育の情報化

国の「フューチャースクール推進事業」の成果では、授業にICTを活用することにより、児童生徒の学習に対する関心や意欲が高まることが報告されており、教員が指導方法に工夫を凝らし、ICTを積極的に活用することで「分かる授業」を実現することができます。

このため、ICT活用に関する教職員研修を体系的に実施するとともに、ICTを効果的に活用した授業事例や教育用コンテンツの共有化を図ります。

また、校務の情報化は、教職員間の情報共有による学校運営の改善及び児童生徒の実態に応じたきめ細かな指導を促すとともに、教職員の事務負担が軽減され、子どもと向き合う時間を確保することができるため、校務支援システムを導入して学校における業務の効率化を図ります。

1 教員のICT活用指導力の向上

(1) ICTを効果的に活用した授業づくりの推進

小・中学校では、学力向上支援教員や習熟度別指導推進教員が中心となり、ICTを効果的に活用する授業を公開し、実践事例を示すことで点から面へ普及を進めます。

高等学校では、シラバス^{*2}の改善等に取り組み、授業改善の手立てとしてICTの効果的な活用の研究・実践を行います。

教員の「授業中にICTを活用する能力」、「児童生徒のICT活用を指導する能力」等の向上に資する研修として、教育センター等を利用した基本研修、テーマ別研修や学校を訪問しての出前研修を実施します。

*2 シラバス

授業の概要や学習のポイント、指導計画などをまとめたもの

推進戦略2015 施策の内容K・L・M

(2) 教育の情報基盤の整備

学校における授業用コンピュータや校務用コンピュータなどのICT環境は順次更新を行うなど整備が進められています。今後も、生徒の学習活動や教職員の校務の効率化の観点から、効果的で活用率の向上が期待される機器の整備を行っていきます。

また、文部科学省は「生きる力」を育むため、ICTを活用して、一斉指導による学び（一斉学習）に加え、子どもたち一人一人の能力や特性に応じた学び（個別学習）、子ども同士が教え合い学び合う協働的な学び（協働学習）を推進しています。

そのため、国の動向に着目しながら、タブレット型端末の導入や普通教室への電子黒板などの整備、教室への無線LAN環境の構築などを行うとともに、成果を検証しながら今後の整備方針を検討します。

推進戦略2015 施策の内容N

2 校務の情報化

校務支援システムの充実

高等学校では平成25年度から「大分県学校総合成績管理システム」を導入し、生徒の出欠席の確認や成績処理の時間短縮を図っており、平成27年度は、中学校への導入を検討します。また、平成26年度に開発した「高校入学者選抜処理システム」とともに活用することで、入学時から卒業までの生徒情報を管理する環境を整備しています。

学校業務の効率化を図るため、クラウド^{*3}を利用したメールやスケジュール管理、ドキュメント機能を備える「OENシステム^{*4}」の活用を推進します。

さらに、県立学校には、平成28年度中に総務事務システムの導入を目指します。

※3 クラウド（クラウド・コンピューティング技術の略）

インターネット経由でソフトウェア等を「どこからでも必要な時に必要なだけ」利用可能な技術。

※4 OEN システム

大分県の学校を繋ぐ、大分教育ネットワーク（Oita Education Network : OEN）上でのコミュニケーションツール。

推進戦略2015 施策の内容O

3 家庭・地域との情報共有

教育活動の情報発信

「開かれた学校づくり」を推進するため、児童・生徒と協働してホームページを作成したり、学校運営方針や教育活動の情報（「学校だより」、「図書館通信」等）を掲載したりするなど、地域や保護者等に対して積極的に情報発信します。

また、大分県の教育に係る様々な取組を、教育委員会のホームページを通じて県民にわかりやすく、リアルタイムに情報発信し、県民の教育に関する興味・関心を喚起し更に「開かれた県教育委員会」を目指します。



推進戦略2015 施策の内容P

大分県教育情報化推進戦略2015 施策体系

目的	目標	基本方向	施策	施策のポイント
教育情報化の推進による大分の将来を担う子どもたちの育成	教育情報化推進組織の定着	教育委員会、学校における教育情報化推進組織の定着	大分県の教育情報化推進組織の定着(A)(B)	<ul style="list-style-type: none"> 大分県教育情報化推進本部に教育情報化推進委員会と学校情報セキュリティ委員会を設置、推進組織の定着(県教育長を教育CIO)【財】 市町村連絡協議会の開催、外部専門家による支援、教育情報化カンファレンスの開催【財】
			学校の教育情報化推進組織の定着(C)	<ul style="list-style-type: none"> 全ての公立学校に学校情報化推進委員会を設置、推進組織の定着(学校CIO(校長)、情報化推進リーダー(教頭等))【財】
			学校CIO及び情報化推進リーダーの育成(D)	<ul style="list-style-type: none"> 学校CIO、情報化推進リーダーの研修【財】
			組織的な情報セキュリティ対策の実施(E)	<ul style="list-style-type: none"> 学校情報セキュリティポリシーの見直し等【財】 校内の情報セキュリティ研修会【財】
	子どもたちの情報活用能力の育成	子どもたちの情報活用能力を育成する学習活動の推進	主体的な情報活用による思考力・判断力・表現力の育成(F)(G)(H)(I)	<ul style="list-style-type: none"> タブレット型端末を利用した授業モデルの研究・検証【財・義・高】 言語活動につながるICTの活用による子どもたちの学びに向かう力と思考力・判断力・表現力を育成する授業実施【義】 思考力・判断力・表現力を育成するための指導法の工夫改善【高】 子どもたちの将来の社会的自立に向けたタブレット端末の活用推進【特】
				子どもたちの情報モラル教育の推進
	学校教育の情報化	教員のICT活用指導力の向上	ICTを効果的に活用した授業づくりの推進(K)(L)(M)	<ul style="list-style-type: none"> (小中)ICTを活用した「分かる授業」の普及【義】 体育の授業や1校1実践におけるタブレットの活用【体】 ICTを効果的に活用した授業づくりの推進【財】 コンテンツデータベースの運用【財】
			教育の情報基盤の整備(N)	<ul style="list-style-type: none"> 高速インターネット回線の調査および検討 学習用コンピュータ等の整備計画の作成 モデル校によるICT機器の研究、教育情報化のための整備スケジュール【財】
		校務の情報化	校務支援システムの充実(O)	<ul style="list-style-type: none"> (高)大分県学校総合成績管理システムの充実【財】 (小中高)OENシステムの充実【財】 (高)高等学校入学者選別処理システムの運用【高・財】 総務事務システムの導入【財・人】
			家庭・地域との情報共有	教育活動の情報発信(P)

【改】教育改革・企画課、【財】教育財務課、【義】義務教育課、【生】生徒指導推進室、【特】特別支援教育課、【高】高校教育課、【体】体育保健課、【社】社会教育課、【セ】大分県教育センター、【私】私学振興・青少年課、【ア】アイネス

大分県教育情報化推進戦略 2015 <施策・事業>

		A
担当課名	教育財務課	
目 標	教育情報化推進組織の定着	
基本方向	教育委員会、学校における教育情報化推進組織の定着	
施 策	大分県の教育情報化推進組織の定着	
課題と要因	<p>【課題】 ・平成25年度に「大分県教育情報化推進本部」を設置しました。今後も教育の情報化を長期的に運営していくために、教育情報化推進本部の定着を目指します。</p> <p>【要因】 ・情報社会の急速な進展に応じた、校務の情報化や情報活用能力の育成が重要ですが、各学校や教育委員会における教育情報化および情報セキュリティ対策の組織的なマネジメントはまだ不十分な状況です。</p>	
	施策の概要	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">大分県教育情報化推進本部 本部長:教育CIO(最高情報統括責任者)[県教育長]</p> <p style="text-align: center;">・県と市町村横断の推進組織。県及び市町村教育長で組織する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  教育委員会 </div> <div style="text-align: center;">  教育 C I O </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">教育情報化推進委員会 【委員長:教育次長(学校教育)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育庁関係各課・室長 ・県教育センター所長 <p style="text-align: center;">作業部会 事務局:教育財務課</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">学校情報セキュリティ委員会 【委員長:教育次長(総務・改革担当)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育庁関係各課・室長、県教育センター所長 ・市町村教育委員会代表 ・義務制・県立学校長代表 <p style="text-align: center;">作業部会 事務局:教育財務課</p> </div> </div> </div> <p>1. 大分県教育情報化推進本部</p> <p>ICT(情報通信技術)を学校教育に積極的に活用し、子どもたちの情報活用能力の育成や校務の情報化、学校情報セキュリティ対策の推進を図る取組を組織的に推進するため、大分県教育委員会内に設置しています。これまでの取組、成果、課題を整理し、さらに一層の取組の徹底を進めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大分県教育委員会教育長を「教育CIO(最高情報統括責任者)」とします。 ・教育の情報化の推進に関する情報交換及び国・市町村との連携に関する事項を実施します。 <p>(1)教育情報化推進委員会</p> <ol style="list-style-type: none"> ①教育情報化推進戦略を策定し推進するための委員会です。 ②教育の情報化における施策のとりまとめや進行管理を行います。 ③学校CIOや情報化推進リーダーなど人材の育成研修を実施します。 ④情報化による授業改善と情報教育の推進を指導・支援します。 <ul style="list-style-type: none"> ・構成員 教育庁関係各課・室長、教育センター所長 ・事務局を教育財務課に置きます。 <p>(2)学校情報セキュリティ委員会</p> <ol style="list-style-type: none"> ①情報セキュリティ危機事案の検証と対応、重要事項を審議、遵守状況を把握します。 ②大分県学校情報セキュリティポリシーの検討・改訂等を行います。 ③教職員への研修等の推進、緊急事態の対応を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ・構成員:教育庁関係各課・室長、県教育センター所長、市町村教育委員会、義務制・県立学校長 ・事務局を教育財務課に置きます。
成果予想	<ul style="list-style-type: none"> ・大分県全体の教育情報化推進組織を定着することで、大分県教育委員会、市町村教育委員会及び学校が一体となって、教育情報化の取組を進めることができます。 ・現状に対応した大分県学校情報セキュリティポリシーに改訂することで、教職員のセキュリティ意識の向上を図ることができます。 	

大分県教育情報化推進戦略 2015

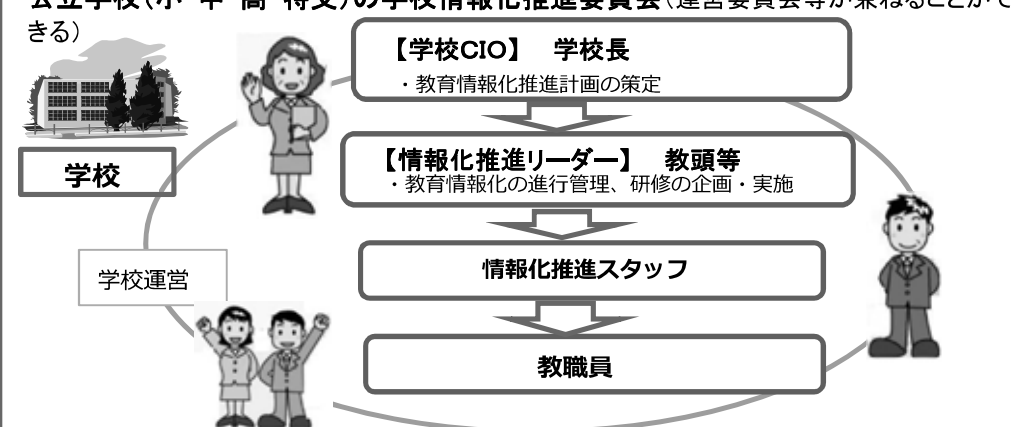
〈施策・事業〉

		B
担当課名	教育財務課	
目 標	教育情報化推進組織の定着	
基本方向	教育委員会、学校における教育情報化推進組織の定着	
施 策	大分県の教育情報化推進組織の定着	
課 題 と 要 因	【課題】 ・県教育委員会と各市町村教育委員会が連携し、情報共有することで、小・中学校におけるICTを活用した子どもたちの学習環境や学習方法の構築に役立てる必要があります。 【要因】 ・各市町村教育委員会の教育情報化を推進する組織や優先度により、環境整備の進捗に違いが見られます。また情報教育に詳しい担当者がいない市町村教育委員会や学校もあります。 ・タブレット型端末等を導入して、授業で活用するための検証が実施されつつあります。	
	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 大分県教育情報化推進本部 ・教育情報化推進委員会 ・学校情報セキュリティ委員会 </div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 市町村教育委員会 ・情報担当指導主事 ・情報予算担当者 </div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 市町村立学校 ・教職員 ・児童生徒 </div> </div> <p>大分県教育情報化推進本部は、各教育事務所や市町村教育委員会との密接な連携の下、市町村立小・中学校の支援を進めます。</p> <p>1. 市町村連絡協議会の開催 (1) 対象 ①全市町村教育委員会の情報教育担当者・情報予算担当者 ②教育事務所の情報教育担当者（議案に応じて招集） (2) 実施内容 ①年に2回会議を開催し、教育の情報化に関する取組みについて情報共有を行います。 ②環境整備に関する意見交換を行います。</p> <p>2. 外部専門家による支援 (1) 対象 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の教職員 (2) 実施内容 ①大分県教育委員会ヘルプデスクは、学校からの質問対応や研修会等の支援を実施します。 ②教育情報化ファシリテータやコンシェルジュは、学校の情報化を推進するため、アドバイスの支援を実施します。 ③タブレット型端末の導入やネットワークの再構築等に向けて助言等を実施します。</p> <p>3. 教育情報化カンファレンスの開催 (1) 対象 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の教職員 (2) 実施内容 教育情報化の情報交換の場として、年1回開催します。</p>	
施 策 の 概 要	課 題 解 決 の た め の 取 組	成 果 予 想 ・市町村教育委員会と情報を共有することで、他の市町村の取り組みを参考にすることができます。また、外部専門家による支援から県内外の有益な情報を取り入れ、県内教育の情報化を組織的に推進することができます。

大分県教育情報化推進戦略 2015

〈施策・事業〉

C

担当課名	教育財務課
目 標	教育情報化推進組織の定着
基本方向	教育委員会、学校における教育情報化推進組織の定着
施 策	学校の教育情報化推進組織の定着
課題と要因	<p>【課題】 ・教育の情報化を推進する組織が全ての学校において定着するまでに至っていません。また、情報化推進の効果的な研修を実施する人材には、リーダーシップおよび情報の取り扱いに関する知識やスキルが必要です。</p> <p>【要因】 ・平成25年には県立学校、平成26年度に市町村立学校において教育情報化推進委員会を設置しましたが、市町村立学校では情報化を組織的に推進する組織の定着に差があります。 ・平成25年度は県立学校における情報化推進リーダーと推進員の役割の明確化が必要でした。</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>公立学校(小・中・高・特支)の学校情報化推進委員会(運営委員会等が兼ねることができる)</p>  <p>学校における教育情報化の取組や進捗状況及び達成状況を検証しつつ必要な見直しを行った上で、さらに深化させた取組を進めることにより「学校における教育情報化推進組織」の定着を図ります。</p> <p>1. 学校の教育情報化推進委員会の設置</p> <p>(1) 対象 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校</p> <p>(2) 実施内容</p> <p>①学校CIO(学校長:最高情報統括責任者)の役割 ・教育の情報化を推進するための校内組織の定着に務めます。 ・児童生徒、教職員の情報活用能力の向上を目的に教育情報化推進計画(学校運営計画)を策定します。</p> <p>②情報化推進リーダー(教頭、分掌主任等)の役割 ・校内の教育情報化推進計画の策定を補佐します。 ・教育情報化推進計画の進行管理を実施します。 ・校内の研修会等を企画、実施します。 ・県主催の研修会に参加し、校内研修や授業の実践を報告します。</p> <p>③情報化推進スタッフの役割 ・情報化推進リーダーとともに、校内の情報化推進や校内研修を実施します。</p> </div>
成果予想	・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に教育情報化推進委員会組織を定着することにより、教育情報化を組織的に推進することができます。

施策の概要

課題解決のための取組

大分県教育情報化推進戦略 2015

〈施策・事業〉

		D
担当課名	教育財務課	
目 標	教育情報化推進組織の定着	
基本方向	教育委員会、学校における教育情報化推進組織の定着	
施 策	学校C I O及び情報化推進リーダーの育成	
施策の概要	課題と要因	<p>【課題】 ・県立学校及び市町村立学校において、学校C I Oや情報化推進リーダーを育成し、校内で教育の情報化を組織的に行う必要があります。</p> <p>【要因】 ・平成26年度には全ての小・中学校、県立学校で情報化推進リーダーを中心とした校内研修等を実施してきました。引き続き、教員が授業中にICTを活用する力や児童・生徒のICT活用を指導する能力の育成に努めます。</p>
	課題解決のための取組	<p>1. 県立学校C I O研修 (1)対象 学校C I O（公立の高等学校長、特別支援学校長） (2)実施内容 年に1回の研修を実施します。 ①教育の情報化の意義と目的、学校C I Oの役割と校内推進組織の構築 ②推進計画策定方法（推進計画書、校内研修計画書年3回）</p> <p>2. 県立学校情報化推進リーダー研修 (1)対象 情報化推進リーダー（教頭または分掌主任等） (2)実施内容 年に2回の研修を実施します。 ①教育の情報化の意義と目的、情報化推進リーダーの役割と校内推進組織の構築 ②校内研修方法 ③学校情報セキュリティと情報モラル ④県内実践校による発表</p> <p>3. 公立小・中学校C I O研修 (1)対象 学校C I O（小・中学校長） (2)実施内容 年に1回の研修を実施します。 ①教育の情報化の意義と目的、学校C I Oの役割と校内推進組織の構築 ②推進計画策定方法</p> <p>4. 公立小・中学校情報化推進リーダー研修 (1)対象 情報化推進リーダー（教頭等） (2)実施内容 年に2回の研修を実施します。 ①教育の情報化の意義と目的、情報化推進リーダーの役割と校内推進組織の構築 ②校内研修方法 ③学校情報セキュリティと情報モラル ④県内実践校による発表</p>
	成果予想	・学校C I O及び情報化推進リーダーを育成することで、学校における教育情報化推進組織の定着を図ることができます。

大分県教育情報化推進戦略 2015

〈施策・事業〉

		E
担当課名	教育財務課	
目 標	教育情報化推進組織の定着	
基本方向	教育委員会、学校における教育情報化推進組織の定着	
施 策	組織的な情報セキュリティ対策の実施	
施策の概要	課題と要因	<p>【課題】 ・個人情報の漏洩、コンピュータウイルスや不正アクセスなど、情報セキュリティのリスクが増大しており、教員一人一人のセキュリティ対策の徹底が必要です。</p> <p>【要因】 ・校務や授業でパソコンやタブレット型端末を利用したクラウドシステムの活用が進み、またソーシャルネットワーキングサービス(SNS)を利用し、情報共有を行う場面も増えていることから、教員のより一層の情報セキュリティ意識の向上が求められます。また、現状では情報セキュリティに関する研修が十分ではありません。</p>
	課題解決のための取組	<p>1. 大分県学校情報セキュリティポリシーの見直し (1)対象 学校情報セキュリティ委員会</p> <p>(2)実施内容 ①現行の大分県学校情報セキュリティポリシー対策基準や実施手順及びハンドブックを現在の状況に対応した内容に改訂し、情報セキュリティ対策全般を見直します。 ②情報セキュリティポリシー改訂のために、関係各課代表による作業部会を開催します。</p> <p>2. 情報化推進リーダー向けの情報セキュリティ研修会(Dの再掲) (1)対象 情報化推進リーダー</p> <p>(2)実施内容 指導主事や外部の専門家を講師とし、具体的なトラブル事例をとりあげ、セキュリティ対策のスキルと指導力を向上します。</p> <p>3. 校内の情報セキュリティ研修会 (1)対象 県立学校及び市町村立学校の教職員</p> <p>(2)実施内容 ①情報化推進リーダーが、各学校で情報セキュリティ研修を年1回以上実施します。 ②大分県学校情報セキュリティポリシーを遵守し、校内研修の充実を図ります。</p>
	成果予想	<p>・学校情報セキュリティポリシーを改訂し、現状に即したセキュリティ対策の実施が可能になります。また、セキュリティ研修を充実させることで、個々の情報セキュリティに対する意識が向上します。さらに組織的に情報セキュリティ対策を実施することで、日常的に対策が行われているか、チェックを実施することが可能となります。</p>

大分県教育情報化推進戦略2015 <施策・事業>

		F
担当課名	教育財務課・義務教育課・高校教育課	
目 標	子どもたちの情報活用能力の育成	
基本方向	子どもたちの情報活用能力を育成する学習活動の推進	
施 策	主体的な情報活用による思考力・判断力・表現力の育成	
施策の概要	課題と要因	<p>【課題】 ・タブレット型端末における利活用の授業モデルを構築できていません。タブレット型端末一人一台の学習環境で、子どもたちの学習にどのような効果があるのか検証する必要があります。</p> <p>【要因】 ・特に、生徒の意見を適切に取り上げて、集団で論議するための提示方法や、そのタイミング、要する時間等について検証が不十分です。 ・高校におけるタブレット型端末等のICT利活用の授業モデルは、実践例が少ない状況です。</p>
	課題解決のための取組	<p>1. タブレット型端末を利用した授業モデルの研究・検証【中学校】</p> <p>(1)対象 県立中学校（大分豊府中学校）</p> <p>(2)期間 平成25年度～平成27年度</p> <p>(3)実施内容 ①電子黒板とデジタル教科書を使用した授業およびタブレット型端末を使用した双方向型授業を検証します。 ②公開授業を通して、研究の成果を発表します。 ③県教育委員会は、研究モデル校のニーズに応じて指導・支援を実施します。</p> <p>2. タブレット型端末を利用した授業モデルの研究・検証【高等学校】</p> <p>(1)対象 県立高等学校（三重総合高等学校メディア科学科）</p> <p>(2)期間 平成25年度～平成27年度</p> <p>(3)実施内容 ①1・2・3年生に機器を整備し、実践例の蓄積をします。 ②公開授業を通して、研究の成果を発表します。 ③県教育委員会は、研究モデル校のニーズに応じて指導・支援を実施します。 ④授業におけるタブレット型端末の活用法を検証します。</p>
	成果予想	・タブレット型端末の授業への活用に関する研究検証を実施することで、平成32年に向けた整備事業の参考資料とします。

大分県教育情報化推進戦略 2015

〈施策・事業〉

		G
担当課名		義務教育課
目 標		子どもたちの情報活用能力の育成
基本方向		子どもたちの情報活用能力を育成する学習活動の推進
施 策		主体的な情報活用による思考力・判断力・表現力の育成
課 題 と 要 因	<p>【課題】 ・言語活動の充実につながるICT活用により、子どもたちの「学びに向かう力」と思考力・判断力・表現力を育成する授業を実施する必要があります。</p> <p>【要因】 ・ICTをコミュニケーションツールとして「思考し、表現する」授業に活用し、その充実を図ることが十分ではありません ・ICTを効果的に活用した授業を実施している学力向上支援教員の取組事例について情報共有が進んでいません。</p>	
	<p>「新大分スタンダード」では、問題解決的な展開の授業を求めています。これは、思考力・判断力・表現力や「学びに向かう力」（意欲・集中力・持続力・協働する力等）が十分育成されていない学力の現状を改善することを目的としたものです。 問題解決的な学習は、以下の4つのプロセスを踏むことが一般的です。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>① 学ぶ意欲を引き出す課題設定 ② 課題解決のための情報収集 ③ ②の整理・分析 ④ ③で考えたことや分かったことのまとめ・発信・交流</p> </div> <p>①②におけるパソコンやタブレット型端末等を活用した情報収集、③におけるパソコンを活用したデータ処理、タブレット型端末等を用いた意見整理、④におけるマルチメディアを用いた発表資料の作成及び、電子黒板、実物投影機等を活用した発信等、問題解決的な展開の授業においては、ICTを活用する場面が数多く設定できるだけでなく、活用することで学びの質を高めることが期待できます。</p> <p>1. 学力向上支援教員によるICT活用授業の公開・普及 (1)対象 市町村立学校 (2)実施内容 ①学力向上支援教員は、授業公開において、必要に応じて効果的なICTの活用を実施します。 ②実践事例を市町村や校内の共有フォルダを利用して広く公開し普及するよう働きかけます。 ③学力向上支援教員等協議会で、お互いに情報交換・情報共有を行います。 ④学力向上支援教員等協議会で、思考力・判断力・表現力を育成する授業として、効果的にICTを活用した実践事例（教材や指導案等）を共有します。</p> <p>2. 小・中学校理科学力向上支援教員のタブレット型端末を活用した授業 (1)対象 市町村立学校 (2)実施内容 ①小・中学校理科の学力向上支援教員や習熟度別指導教員は、タブレット型端末の授業を積極的に実施します。 ※観察・実験のためのタブレット型端末活用は問題解決学習に非常に有効です。 ※観察や実験を行うことが難しい単元（「人体」「宇宙」「星の動き」等）で実感を伴った学習が可能となります。 ②学力向上支援教員等協議会等で効果的な実践事例の発表をします。 ③学力向上支援教員の授業公開を通して、効果的なICT活用を進めていきます。また、効果について県教育委員会HPを活用し、発信・普及を行います。</p> <p>3. タブレット型端末を利用した授業モデルの研究・検証【中学校】(Fの再掲) (1)対象 県立中学校（大分豊府中学校） (2)実施内容 ①電子黒板とデジタル教科書を使用した授業およびタブレット型端末を使用した双方向型授業を検証します。 ②公開授業を通して研究の成果を発表します。 ③県教育委員会は、研究モデル校のニーズに応じて指導・支援を実施します。</p>	
施 策 の 概 要	課 題 解 決 の た め の 取 組	
成 果 予 想	<p>・ICTを多様に効果的に活用して児童生徒の「学びに向かう力」や思考力・判断力・表現力を育成する授業が県内各地で試行され、ICTの活用スタイルが確立し、各学校の授業改善が進みます。</p>	

大分県教育情報化推進戦略 2015

〈施策・事業〉

		H
担当課名	高校教育課	
目 標	子どもたちの情報活用能力の育成	
基本方向	子どもたちの情報活用能力を育成する学習活動の推進	
施 策	主体的な情報活用による思考力・判断力・表現力の育成	
施策の概要 課題解決のための取組	課題と要因	【課題】 ・社会の変化に柔軟に対応し、主体的に判断し行動できる生徒を育成するために、情報活用能力を含めた思考力・判断力・表現力を育成するための指導方法の工夫改善を推進する必要があります。 【要因】 ・一斉講義形式の授業形態を見直し、言語活動の充実を基盤とした指導方法の工夫改善が求められます。
	課題解決のための取組	1. 思考力・判断力・表現力を育成するための指導方法の工夫改善 (1) 対象 県立高等学校教員 (2) 実施内容 ① 「1校1実践」など、各校において指導方法の工夫改善に取り組む際に、情報活用能力の育成を1つの視点とします。 ② 各教科・科目の授業においては、ICTや学校図書館の効果的な活用を研究・実践します。 ③ 研究指定校である大分豊府高校においては、情報活用能力の育成も踏まえた実践研究を行います。 ④ デジタル教科書等を活用した授業づくりを提案します。 ⑤ ICTを活用した学習活動等に関する研修会を実施します。（教育財務課と連携） ⑥ 授業で作成したコンテンツ等を共有します。（学力・体力向上の種 等） 情報モラル等に関する研修会を実施します。 テーマ例： ・「ソーシャルメディア活用に関する情報モラル・マナーについて」 ・「効果的なソーシャルメディアの活用」など。 2. 子どもたちの情報活用能力の育成 (1) 対象 県立高等学校生徒 (2) 実施内容 ① 「ソーシャルメディア活用に関する情報モラル・マナーについて」、「効果的なソーシャルメディアの活用」など情報に関する倫理観の育成に取り組めます。 （教育財務課と連携） ② 言語活動の充実による生徒の表現力の育成に取り組めます。（教育財務課と連携） ・生徒の表現力（プレゼンテーション）の育成に取り組めます。 活動例： ・高校生ICTカンファレンス ・大分県商業科ビジネスアイデアコンテスト ・学校における探究活動への取組とその発表 3. タブレット型端末を利用した授業モデルの研究・検証【高等学校】(Fの再掲) (1) 対象 県立高等学校（三重総合高等学校メディア科学科） (2) 実施内容 ① 1・2・3年生に機器を整備（3年生H27導入）し、実践例の蓄積をします。 ② 公開授業を通して、研究の成果を発表します。 ③ 県教育委員会は、研究モデル校のニーズに応じて指導・支援を実施します。 ④ 授業におけるタブレット型端末の活用法を検証します。
	成果予想	・指導方法の工夫改善に取り組む際に、情報活用能力の育成を1つの視点とすることで、生徒の思考力・判断力・表現力の一層の向上につながります。

大分県教育情報化推進戦略 2015

〈施策・事業〉

		I
担当課名	特別支援教育課	
目 標	子どもたちの情報活用能力の育成	
基本方向	子どもたちの情報活用能力を育成する学習活動の推進	
施 策	主体的な情報活用能力による思考力・判断力・表現力の育成	
施策の概要	課題と要因	<p>【課題】 ・子どもたちのタブレット型端末の活用が学校内にとどまることが多く、家庭での活用も少ない状況です。今後は、将来の社会的な自立へ向けて、子ども自らが利便性を感じ、有効に活用していくための授業を行っていく必要があります。</p> <p>【要因】 ・日常的に授業でタブレット型端末を活用している教員が少なく、保護者との連携も多くはない状況です。利活用の概念を各校で広められる教員が少ない状況です。</p>
	課題解決のための取組	<p>1. 研究機関や民間企業との連携</p> <p>(1) 授業実践への指導（モデル校年3校）</p> <p>① 対象 タブレット型端末を活用し、授業実践を行っている者及び研究代表者</p> <p>② 実施内容 ○学校…選出された研究代表者が実践計画作成、実践、実践改善、発表を行う ○研究機関…学術アドバイザーとして、研究代表者へのタブレット型端末の利活用に関する直接的な指導・助言を行う ○民間企業…研究機関の指導・助言をマネジメント、学術アドバイザーに同行し、機材やアプリ、システムの有効活用への助言を遠隔指導及び訪問指導を通して行う ○県教育委員会…上記指導、助言の進行管理及び日程調整等を行う * 1年間に3校のモデル校を選出し、合計9校で実践する</p> <p>(2) 利活用事例研究会（年3回）</p> <p>① 対象 特別支援学校の全教職員及び研究代表者</p> <p>② 実施内容 第1回：モデル事業の成果と課題、社会的自立に向けての取組の共有 第2回：モデル校による利活用の中間報告（10月） 第3回：モデル校による利活用の最終成果報告（2月）</p> <p>(3) タブレット型端末周辺機器等の整備</p> <p>① 対象 モデル校の幼児児童生徒</p> <p>② 実施内容 利活用における障がい種に応じた周辺機器等を整備</p> <p>2. 保護者に向けたタブレット型端末活用セミナー(年1回)</p> <p>(1) 対象 保護者及び全県の教職員</p> <p>(2) 実施内容 学校、家庭、地域でのタブレット型端末の活用方法等を周知</p> <p>3. 各学校での活用に向けた取組</p> <p>(1) 対象 全特別支援学校の教員</p> <p>(2) 実施内容 利活用事例研究会やモデル校での公開授業の内容を日常的な実践教員が還元</p>
	成果予想	・子ども自らが意義を感じて校外で活用するなど、タブレット型端末の利活用の質が高まり、特別支援学校における幼児児童生徒の社会的自立に向けてのバリアフリー化が促進されます。

大分県教育情報化推進戦略 2015 <施策・事業>

		J																																			
担当課名	生徒指導推進室、教育財務課、県教育センター、高校教育課、義務教育課、男女共同参画プラザ、社会教育課																																				
目 標	子どもたちの情報活用能力の育成																																				
基本方向	子どもたちの情報モラル教育の推進																																				
施 策	情報モラル教育の推進と家庭・地域との連携																																				
課 題 と 要 因	<p>【課題】</p> <p>・子どもたちがPCやスマートフォン、携帯電話等でネットを利用する際、誹謗中傷や不適切な投稿により、人間関係のトラブルや人権侵害、犯罪にまで発展するケースが起きています。また金銭トラブルに遭う等の被害も増加しているため、対策が急務です。また使い過ぎにより、生活時間がコントロールできないといった問題もあります。また、教職員については、情報セキュリティ対策を徹底し、重要な情報を保護することが喫緊の課題です。</p> <p>【要因】</p> <p>・授業における情報モラルの指導については学習指導要領にも示されていますが、教員は子どものネット利用の実態、トラブルの現状などを把握しづらく、情報社会の進展に沿った指導をしていくことが困難な状況です。</p>																																				
	<p>1. 情報モラル教育の指導内容・方法の提示</p> <p>(1) 対象：小学校、中学校、高等学校、特別支援学校</p> <p>(2) 発達段階に応じた、情報モラル教育の指導内容・方法について検討し、提示します。</p> <p>2. ネットトラブル・情報モラル出前授業</p> <p>(1) 対象：県内の公立・私立学校の生徒・教職員</p> <p>(2) 実施内容：専門的な知識をもった外部講師が、ネットトラブル事例を具体的にとりあげ、情報セキュリティや情報モラルについての子どもたちに対して直接、出前授業を実施します。</p> <p><具体的な連携実施事業内容></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業内容</th> <th>対象</th> <th>担当課</th> <th>事業概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ネットトラブル・情報モラル授業</td> <td>小学生・教職員</td> <td>アイネス</td> <td rowspan="3">学校に講師を派遣し、授業の一環として、生徒・教職員を対象にしたネットトラブル・情報モラル及びネット消費者教育を実施する。</td> </tr> <tr> <td>中学生・教職員</td> <td>義務教育課 高校教育課</td> </tr> <tr> <td>高校生・教職員</td> <td>生徒指導推進室 教育財務課</td> </tr> <tr> <td>情報モラル授業・消費者啓発講習会</td> <td>小学生・教職員</td> <td>教育財務課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ネットいじめ相談窓口</td> <td>小学校～高校</td> <td>生徒指導推進室</td> <td>メールで寄せられた児童生徒のネットいじめの悩みに対して、相談を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. ネットトラブル・情報モラル対応人材育成研修</p> <p>(1) 対象：県立学校・市町村立学校教職員、市町村教育委員会職員、保護者</p> <p>(2) 実施内容：</p> <p>① 専門的な知識をもった外部講師が、教職員や保護者へ、ネットトラブルや情報セキュリティ・情報モラル等に関する講習会を実施し、児童生徒に研修が行えるように育成します。</p> <p>② 県教育委員会は学校の情報モラルの授業で使える資料を作成します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業内容</th> <th>対象</th> <th>担当課</th> <th>事業概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>携帯・ネット利用に関する保護者向け啓発講座</td> <td>保護者</td> <td>私学振興・青少年課 社会教育課</td> <td>大分県青少年県民会議等の出前講座を活用して、学校やPTAが主催し、啓発講座を行う。</td> </tr> <tr> <td>小・中学校生徒指導担当者対象情報モラル等対応人材育成</td> <td>学校生徒指導担当者等</td> <td>教育財務課 義務教育課 生徒指導推進室</td> <td>小学校、中学校の教職員対象に、生徒・教職員に対してネットトラブル等に関する校内研修会を主導できる人材を育成する。</td> </tr> <tr> <td>教員対象情報モラル等対応人材育成</td> <td>教員・教育委員会職員</td> <td>教育財務課 高校教育課</td> <td>高校、特別支援学校、教育委員会の教職員対象に、生徒・教職員に対してネットトラブル等に関する校内研修会を主導できる人材を育成する。</td> </tr> </tbody> </table>		事業内容	対象	担当課	事業概要	ネットトラブル・情報モラル授業	小学生・教職員	アイネス	学校に講師を派遣し、授業の一環として、生徒・教職員を対象にしたネットトラブル・情報モラル及びネット消費者教育を実施する。	中学生・教職員	義務教育課 高校教育課	高校生・教職員	生徒指導推進室 教育財務課	情報モラル授業・消費者啓発講習会	小学生・教職員	教育財務課		ネットいじめ相談窓口	小学校～高校	生徒指導推進室	メールで寄せられた児童生徒のネットいじめの悩みに対して、相談を行う。	事業内容	対象	担当課	事業概要	携帯・ネット利用に関する保護者向け啓発講座	保護者	私学振興・青少年課 社会教育課	大分県青少年県民会議等の出前講座を活用して、学校やPTAが主催し、啓発講座を行う。	小・中学校生徒指導担当者対象情報モラル等対応人材育成	学校生徒指導担当者等	教育財務課 義務教育課 生徒指導推進室	小学校、中学校の教職員対象に、生徒・教職員に対してネットトラブル等に関する校内研修会を主導できる人材を育成する。	教員対象情報モラル等対応人材育成	教員・教育委員会職員	教育財務課 高校教育課
事業内容	対象	担当課	事業概要																																		
ネットトラブル・情報モラル授業	小学生・教職員	アイネス	学校に講師を派遣し、授業の一環として、生徒・教職員を対象にしたネットトラブル・情報モラル及びネット消費者教育を実施する。																																		
	中学生・教職員	義務教育課 高校教育課																																			
高校生・教職員	生徒指導推進室 教育財務課																																				
情報モラル授業・消費者啓発講習会	小学生・教職員	教育財務課																																			
ネットいじめ相談窓口	小学校～高校	生徒指導推進室	メールで寄せられた児童生徒のネットいじめの悩みに対して、相談を行う。																																		
事業内容	対象	担当課	事業概要																																		
携帯・ネット利用に関する保護者向け啓発講座	保護者	私学振興・青少年課 社会教育課	大分県青少年県民会議等の出前講座を活用して、学校やPTAが主催し、啓発講座を行う。																																		
小・中学校生徒指導担当者対象情報モラル等対応人材育成	学校生徒指導担当者等	教育財務課 義務教育課 生徒指導推進室	小学校、中学校の教職員対象に、生徒・教職員に対してネットトラブル等に関する校内研修会を主導できる人材を育成する。																																		
教員対象情報モラル等対応人材育成	教員・教育委員会職員	教育財務課 高校教育課	高校、特別支援学校、教育委員会の教職員対象に、生徒・教職員に対してネットトラブル等に関する校内研修会を主導できる人材を育成する。																																		
施策の概要	<p>課題解決のための取組</p>																																				
成果予想	<p>・専門家の講義を聴講することによって、知識を向上させるとともに、情報モラルの指導を行う参考となります。保護者が研修を受講することで、家庭における情報の取り扱いについて意識を高めることにつながります。子どもたちが直接、情報モラルに関する話を聴講することで、トラブルを回避する力等の情報活用能力を身につけます。</p>																																				

大分県教育情報化推進戦略 2015

〈施策・事業〉

		K	
担当課名	義務教育課		
目 標	学校教育の情報化、授業の情報化の推進		
基本方向	教員の ICT 活用指導力の向上		
施 策	ICT を効果的に活用した授業づくりの推進		
課 題 と 要 因	【課題】 ・ICTの活用による「低学力層」の底上げや「学びに向かう力」の育成が十分進んでいません。 【要因】 ・ICTを効果的に活用した授業を実施している習熟度別指導推進教員及び学力向上支援教員の取組の好事例について情報共有が進んでいません。		
	課 題 解 決 の た め の 取 組	<p>大分県学力定着状況調査では、県内の低学力児童生徒の割合は年々減少傾向にあります。ICTの有効活用により、分かる授業、楽しく意欲的に取り組める授業を実施し、低学力層のさらなる底上げや「学びに向かう力」の育成を図る必要があります。</p> <p>ICTの活用により以下の例のような分かりやすい授業が実施でき、児童生徒の「学びに向かう力」の育成や基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着が期待できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子黒板を活用し、画像の拡大提示や画面の書き込み等を行うことで、分かりやすく説明できます。また、児童生徒の興味・関心を高めることができます。 ・動画を見せることで、視聴覚的に興味を喚起できます。 ・グラフの変化や算数の操作活動等を動的に見せることで、児童生徒の理解を促すことができます。 ・デジタル教材などの活用により、一人一人の習熟の程度に応じた学習が容易になります。 <p>1 ICTを活用した「分かる授業」の普及</p> <p>(1)対象 市町村立学校</p> <p>(2)実施内容</p> <p>①習熟度別指導推進教員等が、低学力層の底上げのために ICT を活用し、視覚的に理解できる「分かる授業」の実践事例を公開・普及をします。</p> <p>②学力向上支援教員等協議会の習熟度別指導推進教員部会で、ICTを活用した実践についてお互いに情報交換・情報共有を行います。</p> <p>③学力向上支援教員等協議会で、「分かる授業」「興味・関心を高めること」に効果的な ICT を活用した実践事例（教材や指導案等）を共有します。</p>	
		成果予想 ・ICTを効果的に活用し、低学力層の底上げを意図した授業が県内各地域で試行され、各学校の課題に合わせたICTの活用スタイルが確立できます。	
施 策 の 概 要			

大分県教育情報化推進戦略 2015

〈施策・事業〉

		L
担当課名	体育保健課	
目 標	学校教育の情報化	
基本方向	教員の I C T 活用指導力の向上	
施 策	I C T を効果的に活用した授業づくりの推進	
施策の概要	課題と要因	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体育授業におけるICT機器の活用は、技能や思考力・判断力などを身に付けさせる上で非常に有効な手段となり得るものの、実際にはまだ普及していません。 ・子どもの体力向上に向けた取組(授業改善、一校一実践)が積極的に行われるようになり、県全体の子どもの体力が向上してきました。しかし、うまく取組が行えている学校(地域)とそうでないところがあり、取組状況や取組内容がそのまま各学校(地域)の体力調査結果に反映されています。 <p>【要因】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多くの場合タブレット型端末は個人の所有物であることから、活用しているのは、比較的年齢が若い一部の先生に限られており、情報の共有や発信も行われにくい状況にあります。 ・体育専科教員活用推進校については、定期的に情報交換会を開催し、報告書(紙ベース)による取組内容の報告は行っていますが、ICT機器を活用していないことから、実際の様子や効果的な取組内容について、十分な情報共有が行えていません。
	課題解決のための取組	<p>1. 体育の授業や一校一実践におけるタブレット型端末の活用</p> <p>(1) 対象 体育専科教員を活用する市町立小学校(体育専科教員活用推進校24校)</p> <p>(2) 実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ①体育専科教員(24名)が、タブレット型端末を活用し、児童への動画の提供や、体づくり運動アプリを使った授業を行います。 ②年3回開催する連絡協議会において、効果的な実践事例を発表します。 ③体育専科教員による授業の様子や一校一実践の取組状況を、県教育委員会でデジタルコンテンツ(映像)として公開し、県内すべての教員で共有します。
	成果予想	<ul style="list-style-type: none"> ・ I C T を効果的に活用し、運動の楽しさを味わわせ、運動好きを作るきっかけとなる授業が県内各地域で展開されるようになり、各学校の課題に合わせた I C T の活用が推進されます。 ・ 授業の工夫や一校一実践の取組内容についての情報を、県下全ての学校が簡単に共有できるようになり、さらなる子どもの体力向上が期待されます。

大分県教育情報化推進戦略 2015

〈施策・事業〉

		M
担当課名	教育財務課・教育センター	
目 標	学校教育の情報化	
基本方向	教員のICT活用指導力の向上	
施 策	ICTを効果的に活用した授業づくりの推進	
施策の概要	課題と要因	<p>【課題】 ・教員のICT活用指導力を高めるため、効果的な研修方法の研究が必要です。</p> <p>【要因】 ・文部科学省が実施する教育の情報化に係る実態調査(平成26年度結果)では、A項目「教材研究・指導の準備・評価などにICTを活用する能力」に比べ、B項目「授業中にICTを活用して指導する能力」、C項目「児童のICT活用を指導する能力」がまだまだ不十分です。</p>
	課題解決のための取組	<p>1. 教育センター研修 (1)対象 全校種の教職員 (2)実施内容 ①初任者研修等の基本研修「ICTを活用した授業づくり」「ICT活用研修」 ②テーマ別研修(希望者によるICT活用研修) ・「情報モラル・セキュリティ研修」 ・「情報活用カスキルアップ研修」</p> <p>2. 出前研修 (1)対象 全校種の教職員 (2)実施内容 出前研修(各学校からの要請によるICT活用研修及び情報モラル教育研修) ・「情報モラル教育派遣研修」 ・「電子黒板活用研修」 ・「授業におけるICT活用研修」</p> <p>3. ICTスマートデザイナー育成 (1)対象 県下公立学校教員20名程度を公募(小・中・高等学校) (2)実施内容 ①2カ年事業の継続研究とする。 1年目:タブレット端末を活用する授業デザインの研究 2年目:授業実践事例集作成 ②連絡会を年間5回開催し、以下の内容を実施する。 ・サマースクール2日間(情報モラル、セキュリティ研修) ・授業デザイン研究 ・実践交流等</p> <p>4. 学力・体力向上の種、コンテンツデータベースの運用 (1)対象 関係各課 (2)実施内容 ・コンテンツデータベースの効果的活用検討会を実施します。</p>
	成果予想	<p>・研修方法や研修で扱う資料を入手することで、教員の「授業中にICTを活用して指導する能力」、「児童生徒のICT活用を指導する能力」を高めることができます。</p>

大分県教育情報化推進戦略 2015

<施策・事業>

N

担当課名	教育財務課																																																														
目 標	学校教育の情報化																																																														
基本方向	教員のICT活用指導力の向上																																																														
施 策	教育の情報基盤の整備																																																														
施策の概要	課題と要因	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「コンピュータの設置 (3.9人/台)」の目標を達成するためには、今後はタブレット型端末を普通教室へ配備するなどの整備が必要です。 ・授業でのICT活用を円滑に進めるには、プロジェクターやタブレット型端末などのICT機器を、常設してすぐに活用できるための環境が整っていません。 ・タブレット型端末を効果的に活用するための、高速インターネット環境の整備が十分ではありません。 <p>【要因】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新大分県総合教育計画の目標値である「コンピュータの設置 (3.9人/台)」の達成が難しい状況です。 ・タブレット型端末を普通教室で利用するためのネットワーク整備等の環境整備が必要です。 																																																													
		<p>1. 高速インターネット回線の調査及び検討</p> <p>(1)対象 県立学校・市町村立学校</p> <p>(2)実施内容 整備方針と実施項目 ①普通教室でタブレット型端末を利用した授業を想定してのネット環境の再構築検討を実施します。 ②今後の校内無線LANの整備を研究します。</p> <p>2. 学習用コンピュータ等の整備計画の作成</p> <p>(1)対象 県立学校</p> <p>(2)実施内容 学習用コンピュータ等の整備計画の作成 ①生徒の学習活動に効果的で活用率の向上が期待できる次期整備方針を検討します。 ②授業用パソコン教室の整備計画を全面的に見直します。</p> <p>3. モデル校におけるICT機器の研究 (Fの再掲)</p> <p>(1)対象 県立学校 (三重総合高等学校メディア科学科、豊府中学校)</p> <p>(2)実施内容 ①授業で活用しやすいICT機器・タブレット型端末の整備の検証 ・普通教室に、授業準備に手間取らない固定型プロジェクターや、電子黒板等のICT機器をモデル的に整備し、活用効果を研究します。 ・教育効果が期待できるタブレット型端末を検証導入し、その活用効果について検証します。</p> <p>4. 教育情報化推進のための整備スケジュール(H27案:県立学校)</p> <table border="1" data-bbox="352 1507 1305 1883"> <thead> <tr> <th colspan="2">短期</th> <th colspan="2">中期</th> <th colspan="2">長期</th> </tr> <tr> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> <th>H31年度</th> <th>H32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">学校HP機器、ネットワーク機器、セキュリティ機器の更新</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">校務用PC更新</td> </tr> <tr> <td colspan="2">次世代ネットワーク回線の研究</td> <td colspan="4">次期無線LAN環境の再構築の検討</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="3">電子黒板の活用検証(モデル検証)</td> <td colspan="2">・特別教室への導入検討 ・普通教室パソコンの更新検討</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="4">次期情報端末の研究・検証</td> <td colspan="2">1人1台化に向けての検討</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="4">タブレット端末活用での授業デザインの開発・人材育成</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">PC教室の整備方針の再検討</td> <td colspan="4"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="4">クラウドを活用した学習環境の研究・双方向学習システムのテスト検証</td> <td colspan="2">次期クラウドシステムの導入</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>	短期		中期		長期		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	学校HP機器、ネットワーク機器、セキュリティ機器の更新				校務用PC更新		次世代ネットワーク回線の研究		次期無線LAN環境の再構築の検討						電子黒板の活用検証(モデル検証)			・特別教室への導入検討 ・普通教室パソコンの更新検討				次期情報端末の研究・検証				1人1台化に向けての検討				タブレット端末活用での授業デザインの開発・人材育成						PC教室の整備方針の再検討								クラウドを活用した学習環境の研究・双方向学習システムのテスト検証				次期クラウドシステムの導入	
短期		中期		長期																																																											
H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度																																																										
学校HP機器、ネットワーク機器、セキュリティ機器の更新				校務用PC更新																																																											
次世代ネットワーク回線の研究		次期無線LAN環境の再構築の検討																																																													
		電子黒板の活用検証(モデル検証)			・特別教室への導入検討 ・普通教室パソコンの更新検討																																																										
		次期情報端末の研究・検証				1人1台化に向けての検討																																																									
		タブレット端末活用での授業デザインの開発・人材育成																																																													
PC教室の整備方針の再検討																																																															
クラウドを活用した学習環境の研究・双方向学習システムのテスト検証				次期クラウドシステムの導入																																																											
成果予想	<ul style="list-style-type: none"> ・高速ネット回線の増強による授業及び校務の利活用の改善が図られます。 ・今後のパソコン教室のあり方を検証できます。 ・タブレット型端末の授業での活用スタイルを開発することができます。 																																																														

大分県教育情報化推進戦略 2015

〈施策・事業〉

		○
担当課名	教育財務課・高校教育課	
目 標	学校教育の情報化	
基本方向	校務の情報化	
施 策	校務支援システムの充実	
施策の概要	課題と要因	<p>【課題】 ・教職員の校務のシステム化による業務軽減には、学校ごとの運用が異なる校務処理を統一化することが必要です。</p> <p>【要因】 ・学校の教職員が作成したシステムが多く、全県で使えるシステムとなっておりません。 ・大分県立学校もシステムの全体最適化を実施することで業務の効率化を図り、教育改善に寄与する必要があります。</p>
	課題解決のための取組	<p>1. 大分県学校総合成績管理システム(Arms)の充実 (1) 対象 高等学校の教職員 (2) 実施内容 ①教育委員会内にヘルプデスクを配置し、県立学校のシステム担当者を迅速に支援します。 ②3年目になり、卒業生対応処理を実施します。 ③中学校への導入を検討します。</p> <p>2. OENシステムの充実 (1) 対象 県立学校の教職員、小中学校の教職員 (2) 実施内容 OENシステムの利用率向上を図るために、活用例を共有し、各学校での運用を充実させます。</p> <p>3. 高等学校入学者選抜処理システムの運用 (1) 対象 高等学校の教職員 (2) 実施内容 H26年度に実施した電子によるデータ送信機能に加え、本システムによる計算、集計等の業務を開始し、情報管理の一元化による機密性、安全性を確保します。</p> <p>4. 総務事務システムの新規導入 (1) 対象 県立学校の教職員 (2) 実施内容 県立学校の給与・旅費等の総務系事務について、知事部局で利用している総務事務システムを導入して事務を効率化することで、教職員の負担軽減を図り、教員が生徒に向き合う時間を増やす。 ・H27年度 : カスタマイズ改修 ・H28年4月～9月 : 運用テスト、研修 ・H28年10月 : 本運用</p>
	成果予想	<p>・「大分県学校総合成績管理システム」の運用により、生徒一人一人の出席や成績情報を共有するとともに、教職員の校務負担を軽減することで、生徒と向き合う時間を創出できます。</p> <p>・小中学校で「OENシステム」の利用が促進されることで、校務の効率化がさらに推進し、情報を校内外で共有することができます。</p> <p>・高等学校入学者選抜システムを開発して運用することで、入試業務に係る業務を大幅に削減することができます。</p> <p>・総務事務システムの導入で、総務関連事務の効率化により、教職員の負担軽減と生徒支援の向上を図ります。</p>

大分県教育情報化推進戦略 2015 <施策・事業>

		P
担当課名	教育改革・企画課、教育財務課	
目 標	学校教育の情報化	
基本方向	家庭・地域との情報共有	
施 策	教育活動の情報発信	
施策の概要	課題と要因	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大分県の教育に係る様々な目標を達成する県教育委員会の取組を、ホームページを通じて県民にわかりやすく、リアルタイムに情報発信し、県民の教育に関する興味・関心を喚起し、更に「開かれた県教育委員会」を目指す必要があります。 <p>【要因】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県民にわかりやすく情報発信する意義についての認識が十分でない場合や、どうすれば県民の教育に関する興味・関心を喚起するホームページを作成できるかについて、適切な方法が職員間で十分共有されていない状況にあります。
	課題解決のための取組	<p>1. 教育委員会ホームページの充実</p> <p>(1) 対象 教育庁各課室および教育機関のホームページ実務担当者</p> <p>(2) 実施内容 子どもの力と意欲の向上に向けた『芯の通った学校組織』活用推進プランに関する取組やその他教育に関わる取組を県民に迅速かつ具体的に情報発信するため、次の会を実施します。</p> <p>①「ホームページ課題検討会」 教育財務課と連携してホームページに関する課題を取りまとめ、定期的な更新を行うための工夫や今後の情報発信のあり方について協議します(7月と1月を予定)。その結果を逐次反映するとともに次年度のホームページの改善等に役立てます。</p> <p>②「ホームページ作成研修会」 ヘルプデスクの協力の下、職員の誰もが情報発信できるように、更に広く募集して研修を行います(5月に延べ6回程度を予定)。</p>
	成果予想	<ul style="list-style-type: none"> 学校や教育機関の取組を情報発信することで、県民が教育に対する意識を高め、興味・関心を抱くようになります。

大分県教育情報化推進戦略 2015

平成27年2月24日 策定

製作・発行 大分県教育委員会（教育財務課）

ホームページ URL : <http://kyouiku.oita-ed.jp/zaimu/>

関係所属	教育改革・企画課	097(506)5421
	教育財務課	097(506)5463
	義務教育課	097(506)5531
	生徒指導推進室	097(506)5543
	特別支援教育課	097(506)5537
	高校教育課	097(506)5608
	社会教育課	097(506)5522
	体育保健課	097(506)5639
	教育センター	097(569)0118

県指定文化財（美術工芸品）所在確認調査結果について

平成27年 2月 24日
教育庁文化課

1 調査目的

県指定文化財（美術工芸品）について、所在に関する正確な情報を把握するとともに、文化財の保管状況の確認を行い、県指定文化財(美術工芸品)に関する情報の整理を行う。

2 調査概要

(1) 調査対象 261件

大分県内各市町村に所在する県指定文化財（美術工芸品）全件を対象とした。文化財の保管状況についても調査対象とした。

(2) 調査内容

所有者（管理者）立会いのもと、市町村と県文化課の職員が実施した。目視による現物確認と写真撮影、併せて保管状況の撮影を実施した。所有者へ、所有者変更等の諸手続きについての説明を実施した。

(3) 調査期間

平成26年8月25日～平成27年1月31日

3 調査結果（平成27年1月31日現在）

調査対象	調査実施数 251			継続調査
	現物確認	盗難	県外移動	
261	247	3	1	10

(1) 盗難文化財

からくさもんすかしぼりかがみいた

唐草文透彫鏡板（昭和34年3月20日指定）【別府市】

実相寺の太郎塚古墳から出土したと伝えられる古墳時代の馬具。別府市所有。
別府市美術館から盗難（平成14年5月）

もくぞうしゃかさんぞんぞう

木造釈迦三尊像（昭和44年3月22日指定）【国東市】

平安時代の木彫仏。お堂（無住）を設けて、地区で管理。
三尊像のうち、脇侍の2躯（文殊菩薩像・普賢菩薩像）が盗難（平成6年12月）

みょうらくじもくぞう あみだによらいざぞう つけたりもくぞうぶつ

妙楽寺木造阿弥陀如来坐像 附 木造仏（昭和53年3月31日指定）【宇佐市】

平安時代の木彫仏。宇佐市妙楽寺所有。
本尊の阿弥陀如来坐像が盗難（昭和54年3月）

- (2) 県外移動文化財
刀 1 件
個人所有。所有者が変更となり、現在県外に所在していることが判明
- (3) 継続調査文化財
所有者及び文化財の所在に関する情報を収集したが、現物確認ができていない文化財
所有者へ引き続き電話連絡等を実施中
所有者のご遺族や関係者に情報提供を依頼中
- (4) 調査から判明した課題
文化財に関する諸手続きについて、県・市町村の連携が足りない部分があり、管理責任者である所有者への説明が徹底できていなかった。

4 今後の対応

- (1) 盗難された文化財
盗難文化財が発見されることも考慮し、指定は解除しない。
- (2) 県外移動文化財
県内の施設に寄託してもらうか、指定を解除することも検討する。
指定を解除する場合は以下の通り。
平成 27 年度第 1 回大分県文化財保護審議会において諮問 審議
大分県文化財保護審議会からの答申をうけて教育委員会へ付議 議決
県報登載を以って指定解除
- (3) 継続調査の文化財
調査の進捗状況を平成 27 年第 1 回大分県文化財保護審議会にて報告
調査結果で県外移動が判明した場合、上記(2) に準じる。
- (4) 市町村を通じて、年 1 回文化財の状況についての確認を実施
県文化課より、文化財所有者宛て現状確認アンケート送付
・各種届出手続きに関する案内も同封
・所有者の文化財管理に関する意識の涵養を図る
所有者からのアンケート回答を市町村が回収 市町村別に集約
・移動等があれば情報を更新
・所有者の不安や疑問があれば、県と市町村が連携して対応
現在の状況を平成 27 年度第 1 回文化財保護審議会で報告
・県外の移動が生じれば、上記(2) に準じる。
- (5) 県・市町村の情報の共有と連携の強化
今回の調査で作成した文化財データベースを、県と市町村で共有化する。
市町村文化財担当者対象の研修会・協議会で文化財の保存管理に関する意見交換等
を実施する。